

| 品名 | 昭和四年 | 昭和八年 | 昭和一一年 | 昭和一四年 |
|-----------|-------|-------|-------|----------|
| 茶罐生綿織物 | 一・五 | 〇・一 | 〇・七 | 一・一 |
| 絹織物及人絹織物 | 九・五 | 〇・三 | 〇・二 | 一・四 |
| トブル・クロース | 一・七 | 一・四 | 一・七 | 一・一 |
| 陶磁器 | 一一七・一 | 一一〇・〇 | 一一〇・〇 | 一一一 |
| 輸出額 | 一一七・一 | 一一六・六 | 一一〇・〇 | 一一一 |
| (乙) 重要輸入品 | | | | |
| 品名 | 昭和四年 | 昭和八年 | 昭和一一年 | 昭和一四年 |
| 小鹹魚 | 三五・三 | 一・六 | 一〇・二 | 七・三 |
| 小麦 | 一・六 | 四・六 | 〇・八 | 一・四 |
| 用紙(人絹) | 四・六 | 一 | 六・〇 | 六・六 |
| アルミニウム(塊) | 一 | 三・〇 | 一・五 | 一・五 |
| 鉛錠(塊) | 〇・三 | 三・六 | 一・五 | 一・五 |
| 印刷料 | 八・二 | 一・三 | 四・〇 | 一 |
| 鉄紙 | 一・三 | 五・一 | 七・六 | 九八・六 |
| 自動車部分品 | 五・八 | 一 | 〇・一 | (其の他を含む) |
| 木銅 | 一 | 一 | 一一〇 | 〇・七 |
| 料材 | 一 | 一 | 一 | 一 |

油及油製品
輸入總額
〇・三
六八・七
一・二
四六・九
一〇・四
七・六
〇・一
五・一
六・一
一一六・〇

第七節 濱洲聯邦との條約交渉

第一款 濱洲聯邦關稅制度及一般貿易情勢

濱洲聯邦はニュー・サウス・ウェールズ、ヴキクトリア、クィーンズランド、サウス・オーバートラリア、タスマニア及ノーザン・テリトリイ (New South Wales, Victoria, Queensland, South Australia, Western Australia, Tasmania & Northern Territory) より組織せられ、其の總面積七百七十萬四千平方糸(一百九十七萬方哩)、外に其の領地としてヘーフォーク島、及ニュー・ギニア島の西南部パプア(面積二十三萬四千平方糸)並に委任統治領として上記ニュー・ギニア島の東南舊獨領ニュー・ギニア(二十三萬六糸平方糸)が屬して居る。而して其の廣袤に於ては加奈陀より約五分の一少なく、北米合衆國に略々匹敵するも、人口は昭和四年十二月末推定額六百九十九万七千人(外に委任統治地域の人口見積通計額九十五萬千人)にして、加奈陀の約六割、北米合衆國の約二十分の一に過ぎない。斯く濱洲に於ては其の有する自然的資源に對し人口甚だ稀薄にして現人口の密度は歐羅巴の夫に比し十分の一と推定されて居る。然るに濱洲は其の位置歐米兩大陸より隔離し、歐米よりの移民困難なるに拘らず白濱主義を採用し、近接せる亞細亞、阿弗利加兩大陸よりの有色人種の入國を嚴重に制限し、又是等に對し歸化權を許さず殊に明治三十四年以來有色人種の移入に付禁止的障壁を設けて居る。之れが爲め在住民の構成は昭和十年の調査に於て九割九分迄英國系の歐洲人であり、僅に〇・八%が支那、印度、日本の有色人種である。

上記の通り濠洲は歐洲より隔絶せる結果として人口増殖及經濟發展の程度も加奈陀及北米合衆國の夫に匹敵しない。即ち濠洲の過去に於ける貿易發展程度を見るに歐洲大戰前の大正二年に於て總輸入額は三億八千百萬舊米金弗即ち世界總輸入額の二%なりしものが、大戰後の昭和四年には七億六百萬舊米金弗に増加したるも、右世界總輸入額に對する比率は依然として二%を超えない。更に昭和八年の世界貿易最不況期に於て總輸入額は一億七千五百萬舊米金弗即ち濠洲は特に輸出獎勵政策を探り、又濠磅貨の下落との爲め其の總輸出額は二億九千百萬舊米金弗に減少せしに止り、其の比率は二・五%に上昇した。其後世界經濟界稍々安定せる昭和十二年に於ても其の總輸出額三億千萬舊米金弗、其の比率は二・三%を維持した。之を日本、加奈陀、米國と比較する場合は勿論、他の英國自治領たる南阿聯邦及新西蘭に比するも貿易發展の程度に於て遜色がある。(第四十七表參照)

第四十七表 英國自治領貿易發達比較表

備考 單位は舊米百萬弗、其の左側括弧内は世界總貿易額に對する比率とす。

本統計は國際聯開統計より作成す。濠洲、加奈陀及南阿聯邦は金銀を包含し、其の他は之を包含せず。印度中には綱甸を包含す。

| 第一 輸 | 國名 | | | | |
|--------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | (大正三年) (一九一九年) | (昭和四年) (一九二九年) | (一九三三年) (一九二八年) | (一九三七年) (一九三一年) | (一九三九年) (一九三四年) |
| 印度 | (三一七) | (二八五) | (二二三) | (二一八) | (二一九) |
| 南阿聯邦 | (二〇四) | (一九〇) | (一八五) | (一七七) | (一七七) |
| ニユーランド | (一〇八) | (一〇六) | (一〇五) | (一〇七) | (一〇七) |
| 英國 | (一六五) | (一六五) | (一六五) | (一六五) | (一六五) |
| 米國 | (九九五) | (九九五) | (九九五) | (九九五) | (九九五) |
| 日本 | (一八) | (一八) | (一八) | (一八) | (一八) |
| 世界總輸入額 | (一九、四六五) | (一九、四六五) | (一九、四六五) | (一九、四六五) | (一九、四六五) |

| 第二 輸 | 國名 | | | | |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| | (大正三年) (一九一九年) | (昭和四年) (一九二九年) | (一九三年) (一九二八年) | (一九三七年) (一九三一年) | (一九三九年) (一九三四年) |
| 印度 | (四三一) | (三二五) | (二九七) | (二九七) | (二九七) |
| 南阿聯邦 | (二四四) | (二三七) | (二二五) | (二二五) | (二二五) |
| 濠洲 | (七八六) | (七八六) | (七七七) | (七七七) | (七七七) |
| 英國 | (四三) | (四三) | (四二三) | (四二三) | (四二三) |
| 米國 | (四三) | (四三) | (四二) | (四二) | (四二) |
| 日本 | (四四四) | (四五四) | (三四三) | (三四三) | (三四三) |
| 世界總輸入額 | (三一七) | (三一七) | (三一七) | (三一七) | (三一七) |

| | | | | | |
|----------------------------|---------------------|--------------------|--------------------|---------------------|-------|
| 英 國 | (一、四四八) (一三・四) | (二五九) (〇・八) | (一〇・九) (一・〇) | (一五) (一・〇) | 一一八 |
| 米 國 | (一、五五七) (一三・九) | (五、一五七) (一・〇・七) | (一、二八〇) (一・〇・四) | (一、九四八) (一・二・三) | 一、八四五 |
| 日 本 | (三一) (一・七) | (三、五六) (三・二) | (三、五四九) (三・六) | (一、五二三) (九・九) | 一、一五八 |
| 世 界 總 輸 出 額 | (一八、三五六) (一〇〇・〇) | (三三〇・四) (一〇〇・〇) | (一、七一五) (一〇〇・〇) | (一、五三六一) (一〇〇・〇) | 五三九 |
| | | | | | |

斯くの如く第一次歐洲大戰後に於ける濠洲貿易の増進率が他の新進國に於けるよりも僅少なる理由は、歐洲大戰後濠洲に於て漸次保護關稅主義を採用し、殊に昭和八年恐慌後に於ては通貨下落防止の必要もあり、保護の程度を益々高めたるが爲めである。又昭和七年オタワ英帝國會議の結果として英本國に對する特惠關係強化せるが特惠を附與する方法としては主として英帝國以外の諸國との關稅障壁の重課によりたることも貿易の回復を妨げたるものであり、昭和十一年に至り後述の通り日本との關稅戰爭を惹起せるも之が爲めである。尤も右の如く濠洲は貿易増進比率に於ては他の新興諸國に對し一籌を輸するとは言へ、中央部を除き其の廣大なる領域は概ね肥沃にして、殊に其の東南海岸を占むる「ヴキクトリア」州及「ニニー・サウス・ウェールズ」州方面に於ては農産物に適し、且つ「ヴキクトリア」州に於ては石炭、金、鉛、亜鉛等の礦物資源豊富である。從て貿易額一人割に於て濠洲は世界諸國中優位を占め、昭和十二年の統計に於て新西蘭一七六・九(舊米金弗)、加奈陀の一〇三・〇、英本國の九一・六に對し濠洲は八一・六となり、之を南阿聯邦の六八・一、米國の二八・六、日本の一六・四に比し遙かに優位を示して居る。其の詳細は次表の如くである。蓋し濠洲に於ては労働黨最も勢力あり、労働者の生活程度の向上を以て黨綱の眼目とし、労働組合に於て主張する最低賃銀による實收は五人の家族をして快適而も合理的な生活程度を維持せしむることを標準として

居る等の事情あるが爲めである。

第四十八表 英國自治領及日英米三國人口割貿易額累年比較表

備考

一、本表は國際聯盟統計を基礎として調製す。人口單位は百萬人、輸出入額單位百萬米金弗、人口一人割單位は舊米金弗とす。

二、本表中一九二九年及一九三七年英國中には愛蘭を包含せず。一九二九年に於ける愛蘭の人口三〇、輸出入總額五〇八、人口一人割一六九・三、一九三七年に於ける人口三・〇、輸出入總額一九二、人口一人割六四・〇とす。

| 國 名 | 一九一三年(大正二年) | | | 一九二九年(昭和四年) | | | 一九三七年(昭和一二年) | | |
|---|-------------|------|-----|-------------|-------|-----|--------------|-------|------|
| | 人口 | 輸出入額 | 一人割 | 人口 | 輸出入額 | 一人割 | 人口 | 輸出入額 | 一人割 |
| ニ ュ ー ・ ジ ー ラ ン ド | 一 一 | 二〇四 | 一七九 | 一 一 | 一五 | 一六 | 二 一 | 一六七 | 一六九 |
| 奈 陀 | 一 一 | 一〇一 | 一四六 | 一 一 | 一〇三 | 一六三 | 二 一 | 一六七 | 一六九 |
| 加 濠 | 一 一 | 七四 | 一七四 | 一 一 | 七〇 | 一六四 | 二 一 | 一六七 | 一六九 |
| 阿 聯 | 一 一 | 六九 | 一七七 | 一 一 | 七五 | 一八二 | 二 一 | 一六七 | 一六九 |
| 邦 | 一 一 | 三五 | 一三九 | 一 一 | 四三 | 一七四 | 二 一 | 一七九・三 | 一七一 |
| 度 | 一 一 | 哭〇 | 一五九 | 一 一 | 五七一 | 一五八 | 二 一 | 一七四 | 一七一 |
| 國 | 一 一 | 糸五 | 一五九 | 一 一 | 五七一 | 一五八 | 二 一 | 一七四 | 一七一 |
| 國 | 一 一 | 糸五 | 一五九 | 一 一 | 五七一 | 一五八 | 二 一 | 一七四 | 一七一 |
| 本 | 一 一 | 糸四 | 一五九 | 一 一 | 五七一 | 一五八 | 二 一 | 一七四 | 一七一 |
| 世 界 總 額 | 一 一 | 一七七 | 一五七 | 一 一 | 四〇・六三 | 三・九 | 一 一 | 三・六〇 | 三・六〇 |

抑々濠洲の發見は一七七〇年(明和七年)英國人「キャプテン・クック」が濠洲大陸の探檢旅行を爲したるに始まるところ一七八八年(天明八年)英國は濠洲大陸東岸全部及「タスマニア」の領有を宣言するに至つた。當時濠洲に

於ける關稅は各州總督の徵收する收入稅に過ぎずして、一般外國產品に對し從價五分を課し、英國產品は無稅とした。爾後一八六〇年（萬延元年）以降の自由貿易時代を迎へ依然關稅は甚だ低率であつた。尤も各州は獨自の關稅制度を有し、右の中「ヴヰクトリア」に於ては金の產額激減し、從て租稅收入も亦激減するに至りし爲め收入補填策として一八六六年（慶應元年）始めて保護關稅制度を採用するに至つた。之に反し隣接の「ニュー・サウス・ウェールズ」州に於ては完全なる自由貿易主義を採用し、其の他「クイン士蘭ド」「サウス・オーストラリア」「ウエスター・オーストラリア」及「タスマニア」等の諸州に於ても大體に於て收入關稅の下に低率の關稅を課するに過ぎなかつた。

明治三十四年（一九〇一年）一月一日是等諸州は濠洲聯邦を組織し、其の首都を「ニュー・サウス・ウェールズ」と「ヴヰクトリア」州の中間「カンベラ」（Canberra）に置き、大正二年（一九一三年）其の起工式を舉げ、昭和二年（一九二七年）英本國より「ヨーク」公殿下（現英皇帝）を迎へ同地に於て最初の聯邦議會を開催した。（夫以前は「ニュー・サウス・ウェールズ」州の首都「シドニー」にて聯邦議會を開催した。）右聯邦政府成立以後關稅賦課課權は中央政府に歸し、英本國を含む海外よりの輸入品一切に對し統一的關稅を賦課し、各州間の關稅は撤廢せらるゝこととなつた。聯邦成立最初の關稅法は一九〇一年制定せられ關稅定率法は翌一九〇二年（明治三十五年）成立を見たが、其の内容は保護貿易主義と自由貿易主義とを折衷按配せるものであつた。然るに其の後有力となつた勞働黨は高賃銀維持の爲め漸次保護關稅主義を主張し始め明治四十一年（一九〇八年）關稅改正を行ひ、稅率全般に亘り約二倍に引上ぐるに至つたが、其後明治四十四年（一九一一年）には一部關稅の減率を行つた。尙英帝國特惠關稅制度は明治四十年（一九〇七年）加奈陀と同時に創設せられたるも、其の程度は未だ微溫的のものであつた。間もなく歐洲大戰に入りたる結果外國輸入品の杜絕、從て異常なる物價の騰貴を來し、之が爲め濠洲工業界は好況を呈すること、

なつた。大正八年歐洲大戰終了後に於ては右情勢を強め、英國より濠洲に對する投資を促進した。其の結果昭和四年世界恐慌期迄毎年平均七百萬磅乃至千二百萬磅の輸入超過を見、其の貿易總額は大戰前に比し倍額以上となつた。（第四十九表参照）濠洲政府は右情勢の繼續を計らんが爲め一九二一年（大正十年）新興產業の保護及英國の對濠投資迎合の爲め關稅の大改正を爲した。國內産業と競爭の立場にある輸入品に對しては一律に增率を行ひ、且つ加奈陀に倣ひ複關稅制度の下に英帝國產品に對し特惠關稅を設くることとなつた。即ち輸入稅率を三段に分類し（一）諸外國に對する一般稅率、（二）屬領地產物又は協定に依り諸外國へ許與すべき中間稅率、（三）英國及其の屬領地に對する特惠關稅とし、上記一般中間特惠三稅率の間には從價約五%乃至一五%の差額を設くることとなつた。併も濠洲に於ける保護的色彩濃厚なるが爲め其後諸外國との間に關稅協定の成立せざりしに付外國產品は濠洲に於て一般稅率の適用を受くるのが佛蘭西、亞米利加等との間に於ける互惠協定により中間稅率の適用を許し又はより引下げたる特別稅率を適用し本邦始め他の諸外國產品の受くる關稅率と英國特惠稅率との差額は一層甚しきものとなつた。換言すれば濠洲は加奈陀を設け、關稅大臣の輔佐機關として關稅適用上の紛議、並に産業の保護の要否及課稅の増減に關する審査をなさしむることとなつたのである。尤も濠洲に於ては一般關稅法の外に關稅審査局設置に關する法律（Tariff Board Act）を設け、關稅大臣の輔佐機關として關稅適用上の紛議、並に産業の保護の要否及課稅の増減に關する審査をなさしむることとし、濠洲政府は右關稅審査局の意見に基き昭和元年（一九二六年）に至り前記大正十年の關稅定率法中八十一項に亘り改正を爲し、更に昭和三年（一九二八年）五十二項に付改訂を爲した。

昭和四年以後の世界不況期に入り既に同年八月政府は收入增加の目的を以て稅番十六項に亘る關稅改正案を聯邦議會に提出したが保護關稅主義を標榜せる勞働黨の首領「スカーリン」は「濠洲聯邦組織の趣旨は原料を海外に送り製品を仰ぐの慣習を止め國內に於ける産業の隆盛を計るにあり、今や外國製品は洪水の如く濠洲に押寄せ各種產業は衰頽

の一路を辿り多數労働者は失業に苦しみ居れり。速に久しく放棄せられたる關稅障壁に修築を加へ以て產業の保護に當るべきなり」と宣言し愈々同年十月政權を得るや直に右宣言を實現する爲め新に廣範圍に亘り稅目的引上げを目的とする關稅改正案を提出した。右は大正十年の改正に次ぐ大改正であつた。然るに翌昭和五年に至り濠洲經濟界は益々不況を極め（昭和七年に於ける失業者數は十二萬人即ち労働者總數の二九%を超過す、明治二十六年以來會て見る第狀に陥つた。加之主產物たる羊毛、小麥等の價格は暴落し、濠洲は輸出入の權衡を維持し難きに至つた。（昭和六年に於ける羊毛の輸出數量は平年より增加せるも、其の輸出價額は三分の一以下となり、小麥の輸出數量は昭和四年に比し五割増となつたが、輸出價額は約四割減となつた。第五十一表参照）之が爲め濠洲磅は英磅に比し平價を維持し難きに至りたるに付（第四十九表参照）政府は急遽關稅緊急決議案を議會に提出し不必要品及嗜好品に對する輸入の制限禁止を三月二十七日より實施した。其の概要は次の如くである。

- (一) 食料品、農具、毛皮等の贅澤品に類する七十八項に對し布告を以て輸入禁止を爲す。
 - (二) 酒、煙草、機關車等の六項に付輸入制限を爲す。
 - (三) 特定酒類及燐寸の五項に付輸入制限及附加稅從價五割を課す（右の中(二)(三)に對しては昭和五年三月末日に終る一年間の輸入量を基準とし昭和六年四月一日に始まる一年間に於て輸入商に許可證を交付す）
 - (四) 衣類、寶石、樂器等五十一項百三十七稅目に付輸入稅率の上に五割の附加稅を課す。但し(イ)昭和五年四月四日以前に保稅倉庫にあるもの及既に船積せるもの、(ア)新西蘭、「ペプア」及「ニューギニア」領產品にして直接輸入のものは之れを免除す。
- 次いで濠洲政府は經濟危機脱却の爲め昭和六年五月乃至六月の間聯邦各州の首相會議を開催し(一)俸給、賃銀、年金等政府諸經費の二割削減、(二)内債の低利借換による利子負擔額の二二・五%減、(三)增稅による歲入増、(四)各種金利のものが之れを免除す。
- (一) 英本國は次の諸項を保證す。
- (イ) 現在無稅で英本國へ輸入される濠洲產商品は昭和七年十一月十五日以降も之を繼續す。尤も鷄卵、家禽、バター、チーズ其の他の酪製品に關し英本國は國內消費者の利益の爲めに必要なる限り三年後に於て特惠の基礎を修正する權利を留保す。(第一條)
 - (ロ) 濠洲以外の諸外國產品に對しては第八表第一欄に掲ぐる關稅を賦課す。(第二條)
 - (ハ) アルコール分二十七度を超えない濠洲產葡萄酒に對しては一ガロン當り二志の特惠關稅を與ふ。(第三條)
- (二) 濠洲聯邦の承諾を経ることなくして第九表第一欄所載外國產品に對する從價一割の英國關稅を低減せず。(第四條)
- (一) 濠洲聯邦は次の諸項を保證す。
- (イ) 廣汎なる範圍の貨物に付英本國產品への特惠を増大する爲め左記方針の下に必要なる關稅改正を行ふ。(第八條)

- (1) 無税又は從價一割九分以下の貨物に付ては英特惠率と最惠國待遇を受くる外國より輸入せらるゝ場合との税率上の差額は最低從價一割五分とす、(2) 従價一割九分以上二割九分以下貨物に付ては英特惠税率と最惠國待遇を受くる外國より輸入せらるゝ場合との税率上の差額は最低從價一割七分五厘、(3) 従價二割九分を超ゆる貨物に付ては英特惠率と最惠國待遇を受くる外國より輸入せらるゝ場合との税率上の差額は最低從價二割とす但し右差額を維持する結果從價七割五分以上ならざるべし。
- (2) 濠洲は健實に成功すべきことが合理的に保證され得る自國の諸産業に對してのみ保護關稅を設定す。(第九條)

- (1) 幼稚産業に對する保護關稅は英本國の產物が相對的生産費の基礎に於て合理的な競争をなし得る水準に維持さる。(第十條)
- (2) 前記方針に従ひ現存の關稅は關稅審査局の手により修正せらる。(第十一條)
- (3) 關稅審査局の提案以上に關稅率を賦課し、若くは増加することを得ず。(第十二條)
- (4) 前二項により加へらるべき關稅の變更は事前に於て英本國の製造者に内聞せしむ。(第十三條)
- (5) 可及的速に輸入禁止令、附加關稅、割增關稅を廢す。(第十四條)
- 其の後上記オタワ協定を基礎とし濠洲政府は昭和七年十月全般的關稅改正を斷行したが此の關稅改正は、英帝國外諸國の利益を犠牲として行はれたことは勿論である。即ち同改正に於ては一面二十項目に付特惠稅率を又六項目に付一般稅率を引下げたが、他面オタワ互惠協定第八條に基き四百四十項目に亘り一般稅率が引上げられた。尤も翌昭和八年三月の關稅改正に於ては幾分外國產品の待遇を緩和し八項目に付一般稅率を引上げ、五十一項目を引下げ又十三項目に付特別附加稅を廢した。

兎に角濠洲は「ライオンズ」内閣の下に關稅整理等を行ひ財政上良好なる實績を示し之れが爲め昭和六一七年度に於ける缺損額千餘萬磅なりしものが昭和七八年度には歲入超過に轉するを得た。其後濠洲は昭和八年十一月英本國產品の利益を目的とする爲替調節關稅法(Exchange Adjustment Act)を設定し又加奈陀、「ニュー・ギニア」「ペプア」に對する特惠關稅の設定等を行つた。即ち前者に於ては濠洲通貨が英貨に比し下落し居る關係上濠洲産業が右英國產品に對し不當に高度の保護を受け居る結果となると云ふ點を捉へ之を調節せんが爲め英國產品に對する關稅を引下げ濠洲に於ける同一産業の保護を緩和せんとするものである。其の要旨は「(甲)輸出當時濠貨が英貨に比し一六・三分の二%以上の下落をなし居るときは外國產品に對する關稅は(但し「プライメーデ」稅及產業保護關稅率及同修正法に依り課せらるゝ稅は除く)次の標準により減額を受く、(1)關稅率の四分の一又は(2)關稅評價額の一ニ・二分の一%兩者何れか少き方、(2)輸出當時濠貨が英貨に比較し一・九分一%以上、十六・三分ニ%未滿の下落をなし居るとき關稅は次の減額を受く、(1)關稅額の八分の一、又は(2)關稅評價價格の六・四分の一%兩者何れか少き方」と云ふにある。

上記の如く濠洲は昭和四年世界不況時以來オタワ協定其の他により英帝國特に英本國との特惠を益々強化するに至りたるにより、濠洲の總輸入貿易中英本國の占むる比率は昭和四年に於て三九・八%なりしものが、昭和七年には四三・七%に增加し、又濠洲の總輸出貿易中英本國の占むる割合は昭和四年に於て三六・三%なりしものが、昭和十二年には四九・五%に增加した。而して濠洲に於て特惠關稅を許與せらるゝ國は英本國の外加奈陀、ニューギニア、カメールーン、及トロゴランド、ノーフォーク、ペプア、ニューギニア、英國非自治領植民地、保護領、タンガニカ、カメールーン、及トロゴランド英委任統治地域であつた。

参考の爲め濠洲重要輸入品に付一般稅率と英特惠稅率との比較を示せば次表の如くである。

| 品名 | 昭和四年 | 昭和五年 | 昭和六年 | 昭和七年 | 昭和八年 |
|----------------|-----------|---------|------|------|------|
| 一、綿 布 英 特 惠 | 一般 | 一般 | 無税 | 同上 | 同上 |
| 二、印刷料紙 | 英特惠(一額に付) | 一般 | 一五% | 同上 | 同上 |
| 三、鋼板(厚さ1/8吋未満) | 英特惠(一般) | 英特惠(一般) | 無税 | 同上 | 同上 |
| 四、銑 鐵 | 英特惠(一般) | 英特惠(一般) | 四磅 | 同上 | 同上 |
| 五、絹 布 | 英特惠(一般) | 英特惠(一般) | 無税 | 同上 | 同上 |
| 六、生 紗 | 英特惠(一般) | 英特惠(一般) | 同上 | 同上 | 同上 |
| 七、人絹織物 | 英特惠(一般) | 英特惠(一般) | 同上 | 同上 | 同上 |
| 八、人絹絲 | 英特惠(一般) | 英特惠(一般) | 同上 | 同上 | 同上 |

濠洲關稅制度に付注意すべき所謂假執行法 (Validation Act) の規定と「ダンピング」關稅に關する諸規定である。前者の要旨は政府が關稅改正案を議會に提案せば通過と否とを問はず右提出と同時に有效に實施せられ、後日議案が議會を通過し法律となる場合は右實施の日に遡り確實に其の效力を有す。若し議會に於て議案に修正を加へた場合にも當該修正案が法律となる迄は修正稅率若くは舊稅率の孰れか高き率に従ひ徵稅す又該議案が議會に於て否決せらるゝことあるも一旦徵收せる稅額は返還せずと定めに在る。尤も昭和九年の關稅法第二百一十六條の改正により右適法徵收期間は該案の提出後六ヶ月間に限定せらるゝこととなつた。後者は大正十年制定、大正十一年及昭和八年改正を加へられたる產業保護關稅法に基くものにして其の要領は「ダンピング」關稅をイ) 產業ダンピング

グ關稅、(II) 運賃ダンピング關稅、(III) 替ダンピング關稅、(IV) 特惠ダンピング關稅、(V) 替下落國產原料品を使用せる物品に對する「ダンピング」關稅の五種に分け、内(I)及び(V)は大體加奈陀等に於て採用せるところに等しく、(II)は運賃割引を受くる貨物を目的とし、(I)は濠洲内產品のみならず英本國產品と同種なる外國產輸入貨物が英本國產品に對し外國爲替相場の關係上悪く影響を與えるものは「ダンピング」關稅を課すべしとの趣旨を規定せるものであり、(IV)は第三國より輸入の爲替下落國產原料品を使用し、濠洲へ有利に輸入する貨物に對する制限規定である。其の他濠洲に於ては昭和五年八月に販賣稅法 (Sales Tax Act) を設けた。右販賣稅法による稅率は當初從價一分五厘なりしも、昭和六年七月より之を六分に引上げ、更に昭和八年十月の財政救濟法に依り之を五分に引下げた。其の性質は國內消費稅なるも一定條件の下に輸入品に對しても之を適用するもので濠洲に採り相當重要な財源となつた。更に濠洲にては昭和五年七月の法律により「プライメーティ」法 (Primage Act) が設けられた。之は濠洲貨幣の下落に基き生じたる關稅收入の減少に充當するの趣旨に出でたるものにして有稅品、無稅品一律一切の輸入品に對し之を課するを原則として居る。當初從價一分五厘を課したるが、其後數次の改正あり、最後のものは昭和九年七月の制定附屬表に依り課せらるゝものである。右附屬表によれば(I) 免稅品目、(II) 從價四分品目、(III) 從價五分品目、(IV) 從價一割品目と等差を設ぐることとなつた。

歐洲大戰前に於て濠洲は次表に示す如く正貨を包含する外國貿易額に於て毎年平均千五百萬磅乃至二千萬磅程度の輸出超過をなし、右により外債利子支拂其他莫本國等に對する各種債務を決済して居たが、漸次產金額の減少により輸出超過は困難となり、大戰勃發前の大正二年には却て四百六十萬磅の輸入超過を示すに至つた。濠洲に於ける產金額は明治三十四年に於て一〇五、〇四五五磅（價格一四・〇〇六千磅）の多きに達したるものが、昭和六年には一八、四五五磅（價格三、五九四千磅）に激減し、其後獎勵策採用の結果漸次產金額を回復せしも尙昭和十四年に於て五一、

一三〇廷、即ち加奈陀產出量の三分の一に過ぎない。併し其後歐洲大戰の結果に基く濠洲貨物の需要増加により大戰中は略々貿易均衡を維持するを得、大正五年より大正九年に至る五ヶ年平均には再び年平均額千六百萬磅餘の輸出超過を示すに至つた。然るに歐洲大戰後に於ては英國よりの投資は自然に制限を受くるに至り、前記外債利子等の支拂は主として貨物の輸出超過に依存せざるべからざることとなりたるに拘らず、大正八年頃より昭和四年に至る戦後好景氣時代に於て物價暴騰の爲め輸入超過の勢は大戰前に倍するに至つた。而も前記の如く金產出額は激減せるにて最早兌換準備金たる手持正貨を輸出する外なく、之が爲め濠洲は昭和四年遅く英國に先んじて金本位を離脱するに至つた。(濠洲が負擔する外債額は歐洲大戰終了直後五億磅に及び、之に對する利子として毎年の所要額二千六百万磅なりしが、大戰直後より昭和四年世界不況迄に新規外債額二億二千三百萬磅を增加し、外債總計は七億を突破し、利子支拂額は三千六百萬磅に上るに至つた。因に濠洲に於ける經濟發展は加奈陀が米英兩國に依存せると異り殆ど全部英國よりの投資の結果に基いて居る。從て英國資本投下の地理的分布に於て濠洲は英國の對外投資總額の一五・五%を占め、印度及錫蘭一四・四%、加奈陀の一四・〇%を凌駕して居る。而して昭和四年に於ける人口一人當り長期外資借入額は加奈陀の六百二十三弗、濠洲は五百九十二弗、新西蘭五百五十五弗に及ぶと稱せらる。(Eugene Staley, War and Private Investors, 1935 參照)

上記濠洲磅の下落に拘らず昭和五年には貨物の輸入超過額三千七百萬磅、正貨流出額二千七百萬磅の多きに及んだ。茲に於て「スカーリン」労働黨内閣は上記の通り昭和五年緊急關稅法を公布し主として米國方面より輸入の消費的貨物に對し關稅の引上げ及輸入割當制を實行した。之が爲め昭和六年以來貿易は俄に年額二、三千萬磅の輸出超過に轉換することとなつた。尤も右は専ら輸入の抑制に依りたるものなるに付輸入額は昭和四年に比し三分の一に減少し、米國よりの輸入額の如きは同期間に於て一億七千二百萬金弗より二千七百萬舊金弗に激減した。當時濠洲政府は

世界一般不景氣の爲め英國よりの投資殆どなきに至りたるにより上記多額に上る外債利子の支拂は輸出超過による外なく之が爲めには上記緊急關稅法による輸入制限と其の主要產物たる羊毛、小麥等の輸出増進に依存するの外なきものとした。依て羊毛、小麥等に對しては非常の低價格を以て海外に「ダンピング」を行ふこととなつた。即ち昭和五年に於ける濠洲羊毛の輸出額は八億五千二百萬封度に上り世界總輸出額の四割を占め、第二位の「アルゼンチン」(同上二億九千八百萬封度)、第三位の南阿聯邦(二億八千二百萬封度)を遙に凌駕することとなり、又昭和六一七年度に於ける小麥は其の輸出量一億五千五百萬ブツシエル(六十封度入)に上り、加奈陀(二億ブツシエル)に次ぎ第二位を占め、米國(一億四千五百萬ブツシエル)を凌駕するに至つた。

濠洲は一般的輸入制限に加へて右様主產物の輸出量を増進せしむるに努むる外更に昭和五年以來毎年多額の正貨輸出を以てしたるが依然として濠洲磅は下落を續け、昭和五年下落率九四・一%なりしが、昭和六年には七二・二%、七年には五七・五%、八年には五四・二%、九年には四九・一%となり、終に十年には四七・四%に暴落するに至つた。漸く昭和十二年以後は四七・八%の程度に略々安定せしむるを得た。尤も英磅も亦昭和六年九月十八日金本位を脱せるを以て右濠洲磅が安定せる當時の爲替相場は濠磅一〇〇に對し英磅七九・七の割合であつた。其後昭和十四年八月に至り濠洲は始めて外國爲替管理を解除せるが、當時に於ける濠洲貨の舊平價に對する下落率四四・六%であつた。尙英貨下落率四八・五%、米貨五九・一%、邦貨三一・八%であつた。

第四十九表 濠洲聯邦貿易額累年比較表

(單位百萬濠磅、但し一九三一—三年平均は英磅)

| 年 (明治三四四年—三八年) 一九〇一年—五年 | 次 輸入 輸出 輸出入差額 | 正貨輸出入差額 | 濠貨下落率 % |
|-------------------------------|------------------------|---------|------------|
| 四八・八 +一九・五 | 二九・三 | 四八・八 | |

| | | | |
|---------------------------|-------|-------|--------|
| 一九〇六年—一〇年 (明治四四年—大正四年) | 五一・五 | 六六・六 | + 一五・一 |
| 一九一一年—一五年 | 七三・一 | 七一・五 | - 一・六 |
| 一九一六年—二〇年 | 八三・五 | 九九・二 | + 一六・三 |
| 一九二一年—二五年 (昭和元年—五年) | 一三九・三 | 一二八・〇 | - 一一・三 |
| 一九三一年—三五年 | 一四七・八 | 一三八・二 | - 一一・六 |
| | 五九・七 | 一一一・五 | + 一五・一 |
| | | | |
| 一昭和三八年 一九三九年 | 七六・五 | 六四・九 | - 一一・六 |
| | 七八・二 | 七二・八 | 五・四 |
| | 三八・九 | 三五・四 | ○・八 |
| | 七四・六 | 七四・八 | 九・七 |
| | 一二七・六 | 一二〇・四 | 九八・八 |
| | 一五〇・四 | 一三八・一 | 九四・二 |
| | 一四〇・二 | 一三四・六 | 九四・二 |
| | 一三一・四 | 一九四・九 | 九四・二 |
| | 六六・四 | 八七・六 | 九四・二 |
| | 五四・六 | 九四・二 | 九四・二 |
| | 六九・九 | 九六・一 | 九四・二 |
| | 七三・二 | 一一一・五 | 九四・二 |
| | 八九・四 | 一〇一・二 | 九四・二 |
| | 一〇三・〇 | 一一一・一 | 九四・二 |
| | 一一一・六 | 一四五・一 | 九四・二 |
| | | | |
| 一昭和三八年 一九三九年 | 一三八・〇 | 一三八・七 | + ○・七 |
| | 一二三・四 | 一一九・五 | - 二・九 |
| | 一 | 一 | + 一七四 |
| | | | 四二・九 |

備考

一 本表は米國商務省統計及國際聯盟統計年鑑により作成す。

二 本表冒頭輸出入額は貨物及金銀を包含する總輸出入額とし、縱線以降は貨物純輸出入額とす。

三 本表中一九一四年あるは一九一四年一月乃至六月迄分とす。一九一四一八年以後の分は各六月に終る會計年度とす。

次に濠洲に於ける貿易を國別に觀察するに英本國は大正二年に於て濠洲への輸入總額に付五一・八%，濠洲よりの輸出總額に付四四・二%を占めたものが、第一次歐洲大戰の影響を受け昭和三一四年に於ては其の輸入に付三九・八%，又輸出に付三六・三%に下降したが、昭和四年世界不況後實施された昭和七年オタワ協定に基く特惠關稅制度の強化により昭和一一二年に於て其の輸入は四三・七%，輸出は四九・五%に回復した。即ち其の英國より濠洲への輸入に於ては未だ大戰前の夫に回復せざるも、濠洲より英國への輸出に於ては之を凌駕するに至つた。斯く濠洲より英國への輸出が好良の成績を示せるは一に上記オタワ通商協定の效果、殊に同協定により英國が濠洲より輸入の羊毛、小麥、生肉等に對し一定率の優先的割當を許與したる為めなりと言はざるを得ない。例へば英本國は「オタワ」協定に基き昭和八年より同九年六月迄の期間一般外國產肉類に付輸入制限を行ふと共に、濠洲に對しては同年七月より翌年六月に至る年度に於ける輸入額を基準として優先的輸入許可を與へたが爲め濠洲肉は英國市場に於て壓倒的勢力を持つて居た「アルゼンチン」冷凍肉に對し有利なる關係に立つに至つた。從て英本國に於ける濠洲の占むる輸入割合は大正二年に於て四・〇%なりしものが、大正十二年には一旦二・八%に脱落せしも、昭和十三年には七・八%を占むるに至つた。英國より濠洲への輸出も前記濠洲に於ける特惠關稅の爲め有利となり、大正二年に於て濠洲の

英國總輸出額の上に占むる比率が一・一%に上りしものが、昭和四年には七・四%となり、更に昭和十三年には八・一%となつた。尤も濠洲側に於ては内國産業の保護及爲替相場維持の爲めにする輸入制限に急にして加奈陀に於けるが如く英國又は米佛等との間に互惠協定により關稅率を引下ぐること殆んとなかりしが故に、其の輸出入總額は英國との特惠關稅協定締結以後に於ても餘り増進することを得なかつた。即ち米國の濠洲に對する輸入額は歐洲大戰前に於て五千三百萬舊米金弗を占め、其の比率は一三・七%なりしが、昭和三十四年には前記の通り一億七千二百萬弗に激増し、其の比率も二四・七%に増昇したるも昭和一一一二年には六千四百萬米弗即ち一四・七%に減少し、其後昭和十三年にも一五・九%に稍々回復したに過ぎない。濠洲より米國への輸出額は歐洲大戰前千三百萬舊米弗即ち總輸出額の三・四%なりしが、大戰後の昭和三十四年には二千九百萬弗四・三%に增加し、更に昭和一一一二年には四千三百萬弗の七・四%となり、昭和十三年には六・九%に稍々下降した。要するに米濠間の貿易は第一次歐洲大戰の結果一時盛況を呈せるも、其後英帝國特惠關稅制實施の爲め甚しく其の勢ひを殺がれたるものである。大正二年濠洲に於ける日本よりの輸入は五百萬舊米金弗即ち總輸入額の一・二%に過ぎざりしが、昭和三四年には二千三百萬弗の三・三%に激増した。其後も本邦に於て圓貨下落等有利なる條件ありし爲め、人絹織物、陶磁器、錦織物等濠洲への輸入多く昭和六一七年の最不況期に於て本邦の輸入總額の上に於て占むる比率は五・四%に上つた。尤も其の輸入價額は價格暴落の爲め九百萬金弗に止まつた。關稅戰爭後日本より濠洲への輸入は二千萬金弗に回復し、又本邦は之により輸出入均衡を改善し得たるも其の比率は昭和一一一二年に於て四・五%、又昭和十三年に於て四・八%を維持するに過ぎない。之に反し濠洲より本邦への輸出は大戰前に於て七百萬金弗即ち總輸出額の一・八%に過ぎざりしものが、昭和三四年には五千六百萬金弗即ち八・四%に激増し、不況時の昭和六一七年にも日本より羊毛の買付けの爲め三千六百萬金弗即ち一二・二%に増加したるが、關稅戰爭の結果として昭和一一一二年にととなつた。詳細を示せば次の如くである。

第五十表 濠洲聯邦國別輸出入額比較表

備考

| 國名 | (大正二年) | | (昭和三年—四年) | | (昭和六年—七年) | | (昭和二一年—二二年) | |
|--------|----------|--------|------------------------------|-------|------------------|--------|------------------|--------|
| | 輸入 | 輸出 | 輸入 | 輸出 | 輸入 | 輸出 | 輸入 | 輸出 |
| | 單位舊米金百萬弗 | | 米國商務省貿易統計による總輸出入額(正金を包含す)とす。 | | 括弧内は總額に對する百分率とす。 | | 括弧内は總額に對する百分率とす。 | |
| 英國 | (五一・九六) | (一・四六) | (四四・三) | (二七七) | (三九・八) | (二四三) | (三九・五) | (一・四六) |
| 加拿大 | (一・一五) | (一・一五) | (〇・一) | (一・四) | (三・四) | (〇・四) | (一・六) | (〇・三) |
| 印度 | (三・一五) | (一・六) | (一・七) | (二九) | (五・三五) | (五・一) | (一・五) | (一・四) |
| 其他英國領地 | (三・一) | (一・一) | (一・一) | (五・五) | (七・九) | (五・四九) | (三・六) | (五・三) |
| 蘭印 | — | — | (五・〇) | (三五) | (一・〇) | (五・一〇) | (一・八) | (〇・九五) |
| | | | | | | | | (六・九) |

| | | | | | | | |
|--------|------------------|------------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|----------------|
| 米 國 | (一三・五) (一三・七) | (一三・一) (一三・四) | (一七・一) (一四・七) | (二九・一) (四・三) | (一七・一) (一六・〇) | (一七・六) (一四・七) | (六・四) (七・四) |
| 日 本 | (一・五) (一・一) | (一・七) (一・八) | (一・一) (三・五) | (一・一) (八・四) | (一・一) (五・四) | (一・一) (一・一) | (一・一) (一・〇) |
| 獨 逸 | (三四) (八・八) | (三二) (八・八) | (二二) (七・一) | (四・七) (三・一) | (一六) (四・一) | (一六) (四・一) | (六・六) (六・九) |
| 總 額 | (三八八) (一〇〇) | (三六六) (一〇〇) | (六九七) (一〇〇) | (六七〇) (一〇〇) | (一九三) (一〇〇) | (一一五) (一〇〇) | (四四七) (五七八) |
| | | | | | | | |

濠洲よりの輸出品は主として農畜産物及礦產物に限定せられ、殊に前者の輸出額の國內生産額に對する割合は平均四割五分の高率を示して居る。而して羊毛を筆頭とする牧畜業は生産額の六割七分を輸出すると云ふ有様である。蓋し濠洲に於て農畜業に從事する人口は製造工業に從事する者に比し却て少なきも、其の生産額は最近十ヶ年平均に於て濠洲全生産額の六割五分に相當する勘定である。濠洲よりの主要輸出品たる羊毛、小麥、小麥粉、牛肉、牛脂、ガゼイン等は世界市場に於て顯著なる地位を占め就中羊毛は最優良種たる「メリノ」を多量に產する點に於て世界獨歩的地位を占め其の頭數に於て世界總數の約六分の一を又其の產出額に於ては世界總額の四分の一を占め、南阿聯邦、アルゼンチン、新西蘭、「ウルグアイ」を遙に超過して居る。而して其の輸出數量は昭和六一七年の世界不況時に於ても年額八億三千二百萬封度（即ち一俵三〇七封度入として二、七〇九千俵）に上り昭和三一四年の輸出量八億九百萬封度（二、六三五千俵）と差して逕庭なきも、其の價額に於ては其の價格の暴落により約三分の一となつた。之が爲め輸出量の増進を以てするも濠磅貨の暴落を容易に停止し得ざりしことは既述の通りである。小麥は大戰前には世界總生産額の二・四%であつたが、昭和四一八年平均に於て同上額の三・四%に上り世界に於て第九位を占め、其の輸出額に於ては大戰前世界總輸出額の七・五%に當り世界の第六位であつたが、大戰後は漸次增加し昭和四一八年平均に於て二三・六%に向上升し、加奈陀の三五・九%、「アルゼンチン」の二四・七%と相並んで世界三大輸出國となるに至割六分減となりしも、價額に於ては二割五分増となつた。

濠洲への外國輸入品に付ては昭和四年十月濠洲勞働内閣成立以來勞働者の保護を理由とし、切りに關稅を引上げ又翌年四月一日より緊急關稅法により特定商品の輸入額を限定することとなつた。斯かる極端なる内國產業保護策を以てするも濠洲に於ける鐵鋼業は勞働者の賃銀高率なる外石炭は充分なるも鑛石の不充分なる等の爲め加奈陀の如く其の成績舉がらず、綿織物、絹織物、陶磁器等本邦に關係ある諸產業も亦右勞働者の高賃銀と原料不足の爲め其の成績見るべきものがない。其の他濠洲に於ては勞働者の保護の見地上内國諸工業製品に對し關稅による高度の保護を加ふると共に之れとの權衡上農礦產物保護の爲め小麥、亞麻、及亞麻仁、葡萄酒、棉花、バター、チーズ、並に硫黃金等の產出に對し獎勵金を附與して居る。殊に砂糖に對しては輸入禁止の下に國內消費價格を公定する外、内國製糖業者に對し其の價格差を保護獎勵金として交付して居る。然るに右様濠洲に於ける一般輸入品に對する關稅障壁の加重は輸入量の減少と一般物價の騰貴とを招くに止り、而も濠洲に於て茶、木材、印刷料紙、護謨、ガソリン、自動車、自動車部分品、化學藥品、包裝材料等は保護の対象とならず、依然海外よりの輸入に仰がざるべからず、機械類就農器具に付ては然るものがある。斯くて濠洲に於ては毎年濠貨の漸落に苦しみ毎年多額の正貨を現送したる後漸く昭和十二

年に至り豪貨を英貨よりも一割減に安定し得たることは前述の通りである。尙其の後昭和十五年五月には第二次歐洲大戰を迎へ豪磅は英磅に追従し、更に三割四分下落したが、其後米國よりする財政的援助により漸次其の相場を回復するに至つた。

第五十一表 濟洲重要輸出入品年別比較表

備考

- 一 米國商務省營行貿易統計より作成す。單位は舊米金百萬弗とす。
年額五百萬弗以上のものを掲ぐ。其の左側括弧内は數量とす。
- 二 小麥粉一「ペーレル」は一九六英封度とす。

第一 輸入重要品

| 品名 | 一九二八年—二九年 | 一九三一年—三二年 | 一九三六年—三七年 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 茶葉 | 一七 | 一五 | 一二 |
| 綿織物(染、捺染) | 三五 | 三三 | 一四 |
| 絹織物(織物用) | 一九 | 一八 | 一〇 |
| 人袋(穀物用) | 三二 | 三一 | 一〇 |
| 綿紡織物 | 一七 | 一六 | 一〇 |
| 帆其綿紡織物 | 一九 | 一五 | 一〇 |
| 茶食料品(其の他) | 八 | 五 | 一 |
| 綿及麻織物 | 一九 | 一七 | 一 |
| 綿紡織物 | 一九 | 一七 | 一 |
| 茶食料品(其の他) | 八 | 五 | 一 |
| 綿紡織物 | 一九 | 一七 | 一 |
| 茶食料品(其の他) | 八 | 五 | 一 |

| | | | | | | | | |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------------|------|-----|
| 總額 | 六九七 | 二九〇 | 二四二 | 二八一 | 一〇三 | (四一六五一)二一四〇 | 二四六一 | 二二 |
| 肥料包装材料(穀物用袋) | 四四七 | 一〇一 | 一五五 | 五五五 | 二七三 | 一五六 | 一七八 | 二六八 |
| 化學藥品 | 一〇一 | 一〇一 | 一五五 | 五五五 | 二七三 | 一五六 | 一七八 | 二六八 |
| 機械類(其の他) | 一〇一 | 一〇一 | 一五五 | 五五五 | 二七三 | 一五六 | 一七八 | 二六八 |
| 機械類(重) | 一一一 | 一〇〇 | 四三〇 | 三九一 | 一四三 | 一三三 | 一二五 | 一一〇 |
| 鐵板類(葉鋼を含む) | 一一一 | 一〇〇 | 四三〇 | 三九一 | 一四三 | 一三三 | 一二五 | 一一一 |
| 鐵機械類(其の他) | 一一一 | 一〇〇 | 四三〇 | 三九一 | 一四三 | 一三三 | 一二五 | 一一一 |
| 氣機類 | 一一一 | 一〇〇 | 四三〇 | 三九一 | 一四三 | 一三三 | 一二五 | 一一一 |
| 電線機 | 一一一 | 一〇〇 | 四三〇 | 三九一 | 一四三 | 一三三 | 一二五 | 一一一 |
| 機械類 | 一一一 | 一〇〇 | 四三〇 | 三九一 | 一四三 | 一三三 | 一二五 | 一一一 |
| 車輛類 | 一一一 | 一〇〇 | 四三〇 | 三九一 | 一四三 | 一三三 | 一二五 | 一一一 |
| 車輛部 | 一一一 | 一〇〇 | 四三〇 | 三九一 | 一四三 | 一三三 | 一二五 | 一一一 |
| 自動車 | 一一一 | 一〇〇 | 四三〇 | 三九一 | 一四三 | 一三三 | 一二五 | 一一一 |
| 同車 | 一一一 | 一〇〇 | 四三〇 | 三九一 | 一四三 | 一三三 | 一二五 | 一一一 |
| 船 | 一一一 | 一〇〇 | 四三〇 | 三九一 | 一四三 | 一三三 | 一二五 | 一一一 |
| 化學 | 一一一 | 一〇〇 | 四三〇 | 三九一 | 一四三 | 一三三 | 一二五 | 一一一 |
| 肥料 | 一一一 | 一〇〇 | 四三〇 | 三九一 | 一四三 | 一三三 | 一二五 | 一一一 |
| 包裝材料 | 一一一 | 一〇〇 | 四三〇 | 三九一 | 一四三 | 一三三 | 一二五 | 一一一 |
| 總額 | 六九七 | 二九〇 | 二四二 | 二八一 | 一〇三 | (四一六五一)二一四〇 | 二四六一 | 二二 |

第二 輸出重要品

| | | | |
|---------------------|-----------|----------|-----------|
| 品名 | 一九二八年—一九年 | 一九三一年—三年 | 一九三六年—三七年 |
| 肉 | 一四二 | 一四二 | 一二二 |
| 生肉(其の他) | 三五九 | 三五九 | 三五七 |
| 牛生肉 | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| 羊生肉 | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| 小生肉 | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| 麦粉 | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| 果皮 | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| 糖 | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| 乾果及罐入の果實 | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| 砂糖 | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| 羊毛皮 | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| 羊脂 | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| 兔皮 | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| (其の他の皮) | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| 付毛 | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| 毛及屑 | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| 鉛(塊) | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| 亞鉛(塊錠、コンセトレーントを含む) | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| 金屬(其の他のコンセトレーントを含む) | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| (七六三百萬封度) | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| (七七五百萬封度) | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| (七五九百萬封度) | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| (五七九) | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| (六九) | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| (四二) | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| (一九) | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| (一三) | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| 四 | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| 五 | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| 六 | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| 七 | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| 八 | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| 九 | 一四一 | 一四一 | 一二一 |
| 十 | 一四一 | 一四一 | 一二一 |

總銀金額

| | | | |
|---|----|----|----|
| 額 | 一四 | 一四 | 一四 |
| 一 | 一四 | 一四 | 一四 |
| 二 | 一四 | 一四 | 一四 |
| 三 | 一四 | 一四 | 一四 |
| 四 | 一四 | 一四 | 一四 |
| 五 | 一四 | 一四 | 一四 |
| 六 | 一四 | 一四 | 一四 |
| 七 | 一四 | 一四 | 一四 |
| 八 | 一四 | 一四 | 一四 |
| 九 | 一四 | 一四 | 一四 |
| 十 | 一四 | 一四 | 一四 |

第二款 日濠條約交渉

明治三十二年七月陸奥條約實施の際帝國は濠洲各州が日英通商航海條約に加入せんことを希望したるが、右希望に對しては明治三十年三月十六日調印の議定書により「クキンスランド」が加入せるのみであり、又右「クキンスランド」の條約加入に關する議定書に於ては「クキンスランド」政府側の希望を容れ明治二十七年十一月調印の日米通商航海條約に準じ兩締約國の一方に於て労働者の入國を自由に禁止制限するの權利を留保することを許した。其後英國政府よりの申出により他の濠洲各州等の條約加入を容易にせんが爲め明治三十年三月十六日付公文交換を以て其の加入に際しては移民入國の制限禁止に關し「クキンスランド」と同様の權利を留保すべきことを許したるも、結局他の濠洲各州は日英條約に加入することを欲せず、明治三十四年濠洲聯邦成立後も單に明治三十六年五月八日及七月十日付の公文交換を以て明治三十三年四月二十六日英間調印の死亡者の財產保護に關する條約に加入せるのみである。加之「クキンスランド」も亦聯邦の一員として他の各洲に於て嚴守せる白濠主義に對し同一行動を探るの必要上明治四十一年七月三十一日及同八月二十四日公文の交換を以て日本との條約關係より脱退する旨を通告するに至つた。

上記濠洲側の態度に拘らず日本に於て濠洲の主產物たる羊毛、小麥、牛脂、鉛等の原料を必要とし、又濠洲側に於て本邦產絹織物、陶磁器に對し比較的低率なる關稅を課せしめた爲め日濠間の貿易關係は益々進捗するに至つた。依て帝國に於ては明治三十年六月以来「シドニー」に領事館を開設し、明治三十四年十二月之を總領事館に昇格し、永

瀧(久吉)領事が總領事代理として事務を執ることとなつた。之より先「クキンスランド」木曜島(Thursday Island)には本邦より眞珠貝採取の爲め一時千人以上に上る漁夫の往來するものありしに付之が保護の爲め既に明治二十九年三月より同州「タウンスヴェル」(Townsville)に領事館を設置するに至つた。尤も「クキンスランド」が濠洲聯邦に入加入の後は是等眞珠貝採取に從事する漁夫の一時的入國をも嚴重に禁止するに至りたるにより終に同領事館は明治三十九年五月四日より閉鎖するに至つた。

明治四十四年七月小村條約實施以後に於ても日本は濠洲に對して日英條約に加入せんことを機會ある毎に勧誘し、殊に第一次歐洲大戰後帝國の參戰を機とし其の目的を達せんとし、大正四年二月帝國政府は英國政府に對し其の仲介を依頼したるが、濠洲政府は當初(1)日本政府が濠洲に日本移民を送らざることの充分なる保證を與ふること、(2)日本船舶は濠洲に於て沿岸貿易に從事せざること、(3)關稅に關しては最惠國待遇の交換に止むること、(4)濠洲の條約加入に付濠洲議會の協賛を得ることの四條件を提出し、帝國政府は之に同意を與へた。然るに其の後濠洲は移民問題の關係上前議を翻し、關稅に關する最惠國待遇交換を約するに止めたしと申出でた。之れに對し帝國政府は斯くの如き一般國民の入國、居住、營業に關する規定を包含せざる協定を濠洲と締結することは他に惡例を示すものなりとし、「シドニー」總領事をして種々盡力せしむるところありしも、結局妥結を見るに至らなかつた。蓋し小村日英條約附屬關稅協定は陸奥條約と異り専ら英本國生産物を目的として作成せられたるに付濠洲の如き原料品又は食料品を輸出する國は之れに加入するも何等利益を齎らさず他の佛獨伊との協定稅率も濠洲に關係する品目なかりしに付濠洲は日本との無條約關係を不便としなかつた事情もあつたのである。

然るに其の後帝國政府に於ては日濠間通商關係の增進に鑑み濠洲との直航航路は開始せられ又「シドニー」(Sydney)、メルボルン(Melbourne)等の濠洲重要都市に本邦重要商社の代表者を居住せしむるの必要生じたるに付本

人、其の家族、使用人等の入國居住に付濠洲政府の好意的考量を請ふに努めた。之が爲め明治三十八年(一九〇五年)日本濠洲間に日本臣民の入國に關する秘密協定締結せられ、日本政府は旅行者、貿易に從事する者(其の家族及使用人を含む)、學生、及濠洲政府よりの許可を得たる職業に從事する者に對してのみ旅券を交付し、濠洲政府は右日本政府發給の海外行旅券を有するものに限り移民法の適用を緩和の上一ヶ年を期限として短期入國を許可すべく、又右一ヶ年の滯在期間經過後に於て期限満了前に之が延長に付本人より在濠移民當局に願出づる場合に於ては特別の事情なき限り之を許さることとなつた。尙上記日濠移民協定中に於て所謂濠洲政府より特に許可を與へられたる職業に從事するものとは木曜島に於ける眞珠貝採取者を指すのであるが、右「クキンスランド」の聯邦加入當時は本邦漁夫の引揚げにより同採取業の萎縮せんことを恐れ稍々寛大なる待遇を受けしも結局濠洲聯邦政府の一般方針の下に是等日本漁民の入國も全然禁止せらるゝに至つたことは前に述べたる如くである。

一九〇一年(明治三十四年)濠洲聯邦移民法によれば「移民監理官が指定する歐洲語五十語からなる文章を其の目前に以て書き得ざる者は入國を禁止することを得」と規定され居り、而して單に歐洲語と規定し何國語とは限定し居らざるに付濠洲移民官に於て當該入國申請外國移民の入國を禁止せんとする場合に於ては、本人の解せざる困難なる歐洲國語を以て試験すべく、又當該入國申請者にして英國人等移民官に於て其の入國を歡迎するものなる場合には、本人の容易に了解する本國語を以て試験すると云ふが如く文字試験の運用により、事實上濠洲の好まざる移民の入國を悉に禁止し居るのである。尤も濠洲は、開國當時専ら流刑囚の移送地とせられ、寛政五年(一七九三年)自由移民を認められたるにより、始めて開發の途に就きたるも、労働者の供給不足なりし爲め、苛酷なる労働條件に服する有色人労働者を契約移民の形式にて入國せしめたことがあつた。即ち最初は太平洋諸島よりの黒人、カナカ人等を移入し、主として「クキンスランド」の砂糖栽培に雇傭した。次いで嘉永四年(一八五一年)金礦發見以來支那人の勞

勵者も夥しく渡來し、又上記の如く木曜島に於ては眞珠貝採取の爲め日本より漁夫を招致した。然るに是等有色移民は濠洲聯邦成立以來白濠主義を嚴守するに至りたる結果全部國外に送還せられたのである。蓋し濠洲に於ては日本人民に對しても斯くの如き嚴重なる禁止政策を採用することゝなりたる理由は一旦日本人に對し一定條件の下に其の入國を許さんか他の亞細亞人たる支那人印度人等も亦日本人に準じて入國を主張するに至るべきを惧れたるが爲めであるとした。現に上記明治三十八年の日濠祕密移民協定による貿易商、學生、旅行者に對する入國禁止の除外例も其後支那人、印度人等に對しても之を許すことゝなつた。要するに濠洲は亞細亞人排斥の點に於ては米國及加奈陀よりも嚴重にして、其の程度は略々南阿聯邦に類するものがある。其の原因たるや、濠洲、南阿は其の地理上北米諸國よりも亞細亞大陸と近接せるに付、巨億の亞細亞移民に對する恐怖心大なるが爲めなりと思考せらる。

然るに本邦と濠洲との貿易は其の地理的關係に於て歐米よりも有利なるものあるが爲め無條約關係に拘らず年を逐ひ盛大となり、殊に歐洲大戰後本邦より濠洲への輸出は激増し、大正二年に於て九百萬圓なりしものが、大正三一七年平均額にては三千萬圓、大正八一九年平均には四千五百萬圓に累増した。其の後大正十年には濠洲に於て關稅の引上げ、特惠關稅の強化ありしが爲め大正一〇一一二年平均には一旦三千萬圓に減少したが大正一三一昭和三年平均にては關東震災に基く圓下落等の爲め四千七百萬圓に增加し、濠洲に於ける經濟大不況招來し始めたる昭和四年に於ても四千四百萬圓を示した。然るに其後濠洲政府は不況克服の爲め昭和四及五年に於て關稅の引上げ殊に同六年には輸入割當制による極端なる輸入制限策を採用し、輸入額を總輸出額の半額程度に壓縮せしに付本邦よりの輸出も同年には一千八百萬圓に減少した。昭和七年以後は圓貨下落を利用し再び好轉し翌八年には五千百萬圓、昭和九年には六千五百萬圓に増進した。從て對濠輸出額の本邦總輸出額に對する比率も大正二年に於て一・四%なりしものが、大正八一二年には二・五%に増進し、昭和四年には二・一%に相當した。然るに昭和五年以後は前記濠洲の關稅引上等の

影響を受け昭和六年には一旦一・六%に減少したが、前記圓貨下落の好影響を受け昭和七年には二・六%、昭和八年には二・八%、又昭和九年には二・九%、昭和十年には三・〇%に増進した。濠洲より本邦への主要輸入貨物は本邦工業の必要原料品に屬するが爲め歐洲大戰後に於ける本邦輸出產業の隆盛に對應し益々其の額を増加し、大正二年に於て一千五百萬圓なりしものが、昭和四年には實に一億三千三百萬圓に激増した。昭和五年の不景氣時代に於ても九千四百萬圓に減少したるに止り昭和八年には再び二億〇五百萬圓の巨額に上り、其の本邦輸入貿易上の占むる比率も大正二年に二・〇%なりしものが、昭和四年には六・〇%に、昭和八年には一〇・七%に、昭和十年には九・五%を示した。從て日濠貿易の輸出入の差額は常に我に不利にして輸入超過額大正二年に於て六百萬圓なりしものが、昭和四年には八千九百萬圓となり、昭和八年には一億五千三百萬圓に增加し、日濠關稅戰爭前の昭和十年には實に一億六千萬圓に激増し又其の本邦への輸入額の輸出額に對する比率は三一四%の多きを示した。(大正二年には同上比率一七三%、大正八一九年平均には一三四%、大正一〇一一二年平均には二三七%、昭和四年には三〇一%)

日濠貿易の大不均衡も本邦輸出產業に必要な原料を輸入するが爲め止むを得ざる現象なりとして久しく看過せられた。然るに昭和四年世界不況以來各國は舉つて輸出促進、輸入制限の方策を採用し、之を救濟せんが爲め開催せられたる昭和八年六月の倫敦經濟會議も通貨安定に關する英米意見の疎隔により失敗に歸した。爾後各國は益々所謂經濟國家主義を強化し、本邦の如きも從來の如き通商自由的政策に膠著するを得ず互惠主義の下に各國別に貿易の均衡を計らざるべからざるに至つた。此の目的を以て昭和九年四月七日通商擁護法が公布せられ、輸出入の貿易均衡甚しく述べ我に不利なる諸國にして本邦よりの輸出品に對し特に甚しき通商障壁を設け居る國に對しては之が緩和除去により、右不均衡を出來得る丈け僅少ならしむべく交渉を開始することゝした。其の結果先づ昭和十年七月二十日加奈陀に通商擁護法を發動せしことは前述の如くである。

右本邦通商政策の轉換に鑑み濠洲聯邦外務大臣「レイサム」は昭和九年五月親善使節として本邦に來朝し、本邦當局に對し日濠貿易不均衡に關する濠洲の立場を辯明せるに對し、本邦當局よりは其の機會に多年繫屬中の通商條約締結の交渉開始方を提議した處、濠洲側に於ても交渉開始に異議なきことが判明した。仍て帝國政府は諸般の準備を整へ昭和十年二月在シドニー總領事をして正式商議を開かしめ我方よりは關稅協定、爲替補償稅及輸入の禁止並に制限に關する問題其の他一般通商事項を含む條約案文を提出し討議を重ねしめた。又右交渉を側面的に援助せしめんが爲め答禮使節として昭和十年九月より十月に掛け前駐米大使出澗勝次を濠洲及新西蘭方面に派遣し、本邦の濠洲方面に對し何等領土的野心を有せず、又其の好まざる移民を送る意向毫もなく、帝國の意圖は一に彼我の貿易増進を企圖するにある旨を説明せしめた。濠洲政府に於ても本邦の意圖するところを了解し彼我の通商交渉に於ては本邦の希望を容れ絹織物、綿織物等に對する中間稅率の引下げ及相當量の輸入割當許與に同意する形勢であつた。間もなく濠洲側の交渉主任者通商條約大臣は突然渡英することとなり、一時交渉を中止するの已むなきに至つたが同大臣は十年十二月歸濠したので、十一年一月より交渉を再開せられ關稅率、輸入の禁止及制限、爲替補償稅等の問題に付商議は相當進捗を見たのである。然るに十一年二月二十日に至り突如交渉主任大臣は我方代表在シドニー村井（倉松）總領事に對し、日本品が餘りに低廉である爲現行從價稅にては關稅收入が減少するとの理由等に依つて綿布及人絹布に對し近く高率の從量稅を賦課することとなるであらうと語つた。蓋し、當時濠洲に於ける人絹及綿布の輸入先は英國と本邦なるところ、次表の示す如く兩者は激烈なる競争關係にあり、人絹に付ては到底英國は日本に對抗するを得ず、綿布に付ても徐々に日本は英國の勢力範圍に喰込み居り、英國產品は特惠關稅を以てしても爲替安の武器を以てする本邦產品に對し對抗し得ざる狀態であつた。

第五十二表 濠洲聯邦人絹及綿布輸入先國別表

| 年 次 | 人 絹 (千平方碼) | | 綿 布 (千平方碼) | |
|--------|------------------|--------|------------------|---------|
| | 日 本 | 英 國 | 日 本 | 英 國 |
| (昭和八年) | | | | |
| 一九三三年 | 二一、一五一 | 一、四九七 | 五四、九〇二 | 一四五、七四二 |
| 一九三四年 | 四二、九八八 | 二、六三三 | 一四一、五九二 | |
| 一九三五年 | 六五、八〇一 | 二八四〇 | 八六、六三四 | 一一八、三四六 |

次いで昭和十一年三月十日至り濠洲側より高率從量稅賦課を緩和する代りに濠洲へ輸入する本邦の綿布及人絹布の輸入年額を夫々五千萬平方碼及二千五百萬平方碼即ち略々昭和八年の輸入額に自制する様求めて來た。之に對し我方は濠洲側の不満の重點と認めらるゝ本邦人絹布の急激な値下りに對する措置を取ることは止むを得ずと認め、應急策として濠洲向人絹布に高率の輸出統制手數料を徵して其の價格を引上げ、尙其の上に濠洲側の要望に副はんが爲めに見越輸出阻止の目的を以て當分の間新規註文を取らざることとなす等出來得る限りの協力的態度を示した。然るに四月四日に至り濠洲政府は綿布及人絹布の數量制限をなすこととは絶対に必要なりとし、日本側に於て綿布及人絹布に關する數量制限の商議に應じられぬと云ふならば濠洲側に於ては輸入量を制限するに足る高率關稅を賦課すべしとの意向を齎し、期限を附して我方の確答を要求し來つた。此の濠洲側再要求に對し我方としては綿布に付ては値下り等に依り市場に影響を與へて居ると云ふ事實はないのであるがら數量制限に關する商議には應じ難く、人絹布に就ては價格統制に應するも數量制限の如きは日濠貿易が我方に著しく不利なる現狀から見て到底應諾し難き旨を回答して濠洲側の再考を促したのである。四月二十七日に至り先方より閣議に於て充分審議を遂げたが人絹布の價格統制のみに限局する日本側の提議は商議の基礎としては受諾し難い旨回答して來た。そして濠洲政府は議會休會の間際である五月二十二日に至り突如として綿布、人絹布等に關する關稅改正案を上程して翌二十三日より實施し且其の上に綿布人

綿布を含む八十六品目に輸入許可制を併用することとした。此關稅改正に依て我對濠重要輸出品である綿布及人絹布は殆ど禁止的高率の課稅を受くることとなり我對濠貿易是非常なる打撃を受くることとなつた。即ち新關稅は綿布に付ては從價一〇割乃至一四割に相當し人絹布に付ては大體一〇割乃至四〇割に相當する。之に反し英國品に對しては從來の特惠を更に加増優遇することとし、人絹布に對しては大體從價二〇%，綿布に對しては約五%と云ふ低率なる關稅を課することにした。之に依て英國の對濠輸出は三百萬磅増加の見込であると稱せられた。

濠洲は何故に英國産業の利益を擁護しなければならないか。其の根本的理由は言ふ迄もなく、濠洲は大英帝國の一自治領であつて、政治的一統治體を爲すことに存し、又一九三二年「オタワ」會議に依て強化された大英帝國經濟「ブロツク」の一員であり、且つ貿易關係に於ても先に概説した如く濠洲貿易の大半が英國に依存することに因るのである。併し乍ら日濠交渉中而も親善使節の交換に依て好良なる雰圍氣の釀成せられつゝあつた際日本に對し思切つた挑戦を敢へてした所以は、英國「マンチエスター」に於ける綿業團體の活躍に起因するものと思はれたのである。尤も日濠貿易の狀況は濠洲に採り甚しく利益なりとは言へ濠洲の輸出貿易全體より之を見れば、英國への輸出額は其の總額の約五割に達するに對し、日本への輸出は僅に一割二分を占むるに過ぎない。而も濠洲は印度等の場合と異り昭和六一七年統計に於て英國に對し七千八百萬舊米金弗と云ふ巨額の輸出超過となるに對し日本へは二千七百萬舊米弗の輸出超過となつて居るに過ぎない。(第五十表参照)此の如く英國が濠洲に對し貿易上強勢の地位に在るを利用する、「マンチエスター」織物業者は濠洲より日本織物を驅逐する爲めあらゆる方法を講じた。其の最も有效なる活動を爲したのは昭和十一年三月「シドニー」に派遣された「マンチエスター」の實業家「サー・アーネスト・トムソン」を首班とする貿易使節團一行であつた。此の一行はよく濠洲政府を動かし、遂に同政府をして上記五月二十二日人絹及綿布の從量關稅の引上げを斷行せしむるに至つた。

「トムソン」一行が濠洲に於て如何なる所説を用ひて濠洲政府を說得したかは、同年三月發行の雑誌「ツルース」に掲げられた「トムソン」と同誌編輯者との談話によつて察することが出来る。即ち「トムソン」は同誌編輯者に對し左の如く述べて居る。

「濠洲が英濠貿易を促進する爲め、日本よりの輸入品に對し制限を加へる場合に、日本は報復的に濠洲の羊毛に對し輸入制限を行ひ、其の結果濠洲は過剰羊毛の處分に困難を來たすなきやを危惧するものがあるが、夫は心配するに及ばない。過剰羊毛は我々の手で引受けて消化し得る。濠洲が安價な日本織物の輸入を阻止し、代りに「マンチエスター」商品を輸入することとなれば、「マンチエスター」は濠洲より羊毛なり羊肉なりを買ふことが出来る。其の爲めには直接「マンチエスター」と濠洲を結付け、「ロンドン」を經由せずに貿易を行へば良いのである。事實兩者間の貿易には多過ぎる程の中間商人が介在して居る。現に「ランカシャー」の勞働大衆は濠洲生肉を渴望するに拘らず、中間商人は其の輸入を阻止して居る。

日本が對濠報復手段として羊毛不買の舉に出づる如きは想像出來ない。日本は決して左様な暴舉は敢でしないであらう。英帝國何れの國に於ても日本製品に對する制限はあり、而も日本は依然として、夫等の地方から必要の原料品を買ひ續けてゐる。日本と雖も英帝國內の各自治領が、其の貿易を調節する權利を有することを認めざるを得ない。濠洲の貿易を支配するものは、英帝國か日本か、時代は既にこんな選擇を許さないと思ふ。過剰羊毛の把憂に就ては、日印會商後の日本を見れば判然するであらう。當時何人も日本製品の輸入制限の結果、日本は印棉の輸入を制限するであらうと恐れた。殊に棉花栽培業者の危惧は大きかつた。併し現在の事實はどうか。日本は印棉の買付を減少する代りに却て增加してゐるではないか。濠洲並に濠洲牧羊者は日本が羊毛の輸入制限を實行するであらうと云ふが如き妄想に少しも幽まされる必要がない。左様のことは断じてあり得ない。」

尙濠洲は其の生肉を「アルゼンチン」に代つて英國に輸出し得るに至ることを歓迎して居た。英國は「アルゼンチン」に對し巨額の投資を行つて居るが、之に對し「アルゼンチン」は生肉を輸出して元利支拂の資に當てゝ居る。濠洲も「アルゼンチン」同様畜産國であり、其の生肉に對し確實なる市場を獲得することは繁興の問題であるから濠洲政府は英國との間に生肉協定を締結する爲め、當時狂奔を續けたのであるから「マンチエスター」一派は、之をも利使い濠洲にして日本の織物輸入を制限したならば、英濠間に生肉協定を成立せしめ得る可能性あることを仄かし其の目的を達したのであつた。

帝國政府としては斯る英國側の策動に對しても出來る支え對抗措置を避け能ふ限り外交的手段に依て先方の反省を促したいとの念願から濠洲政府が日濠關係の大局より速に不當なる新關稅を撤回すべきこと並同政府が新關稅及輸入許可制度を固執する限り帝國政府は通商擁護の爲適當の措置を探らざるを得ない旨申入れた。然るに濠洲政府は僅に既約品に對する特殊取扱方を提示したるに止まり、綿布及人絹布に對する新關稅及許可制を固執し我方の根本要求に耳を傾けなかつた。即濠洲政府は新關稅及許可制は撤回出来ないが、日本側が擁護法發動を猶豫することを條件として交渉を繼續しつき意向を表示して來た。然るに日濠貿易關係は上記の通り過去十數年に亘り各年著しく我方に不利なる關係にあるのみならず、新關稅は我重要輸出品に對し禁止的高率である。斯る壓迫的條件の下に交渉を繼續することは不可能な事情にあるから終に我に於ては已むを得ず濠洲に對しても擁護法の發動を見ることとなつた。即ち帝國政府は關係當局の間に熟議を遂げたる後昭和十一年六月二十四日勅令第百二十四號第一條を以て「大正十年以降外國貿易上本邦が各年著しく輸入超過の關係に在り、本邦との間に通商航海條約の締結なく且本令施行の際本邦の產出又は製造に係る物品に對し不當なる輸入防遏の措置を執る國の產出又は製造に係る物品は昭和九年法律第四十五號第一條の規定に依り本令施行の日より一年間主務大臣の許可を受くるに非ざれば之を輸入することを得ず」とし、同

條第二項に於て右主務大臣たる商工大臣の輸入許可を要する物品としては附屬別表甲號を以て稅番一六小麥、稅番二二の一小麥粉、稅番二八二の中羊毛の三品を掲げ、同勅令第一條第三項を以て「第一項に規定する國は主務大臣之を告示す」と規定した。次に第二條に於ては前條第三項の規定に依り告示したる國の產出又は製造に係る乙號別表に掲ぐる物品には本令施行の日より一年間關稅定率法附屬稅表に定むる輸入稅の外從價五割の附加稅を課すと規定し、右附屬乙號表中には稅番五二の一の甲牛肉、同五三バター、同五五コンデンスド・ミルク、同七一皮類、同一〇八の二牛脂、同二一七「カゼイン」の六品を掲げた。第三條に於ては第一條による輸入制限の結果生すべき關係物品の本邦に於ける在荷の不足の影響を出來得る丈け少なからしむる爲め附屬丙號物品を本令施行の日より向ふ一ヶ月主務大臣の許可を受くるに非ざれば輸出するを得ずと定め、右丙號表中には稅番二八二羊毛、山羊毛及駒毛、同二九五屑又是故の纖維、屑織絲の内毛又は毛入のもの、同三四一の櫛縷の内毛又は毛入のものを掲げた。更に第四條に於ては第壹條の許可を受けたる者は許可の日より三ヶ月内に當該物品を輸入すべきこと、第五條に於ては濠洲產物が他の別國產貨物として輸入せらるゝ途を防がんが爲め、別表甲號又は乙號に掲ぐる物品を輸入せんとする者は原產地證明書を稅關に提出すべきことを規定し、第六條に於ては別表甲號及丙號所載物品の輸入又は輸出の禁止制限の必要あるときは特に輸入者、輸出者、取引業者、倉庫業者その他の占有者に對し所要の検査をなし得べき規定を設け、第七條に於て本令は朝鮮、臺灣、樺太にも適用すべきことを定め、同時に附則を以て現に本邦に向け輸送の途に在る物品又は保稅地域に藏置中の物品には本令を適用せざることを定めた。而して同日付大藏省商工省共同告示第一號を以て本令は「オーストラリア」聯邦に適用すべき旨を掲げ、同時に同日付商工省令第五號及商工省告示第四十一號を以て本令施行に必要な細則を定めた。尙滿洲國に於ては濠洲より當時相當多額の小麥粉を輸入して居たが、日本と共同戰線を張らんが爲め一般穀類の輸入に對しては輸入制限制度を採用し、特に濠洲小麥粉に對しては右許可制の運用によ

り一切輸入を許可せざることとした。

第五十三表 日濱貿易額累年比較表

| 年 次 | 輸出 | 本邦總輸出額に對する比率 | | 輸入 | 本邦總輸入額に對する比率 | | 差額 |
|------------|-------|--------------|--------|-------|--------------|--------|--------|
| | | 本邦總輸出額 | 本邦總輸入額 | | 本邦總輸入額 | 本邦總輸出額 | |
| 大正二年 | 八・六 | 一・四% | 一・四% | 一四・九 | 二・〇% | 二・〇% | 六・三 |
| 大正三年 | 二九・八 | 二・五% | 二・五% | 三三・七 | 三・七% | 三・七% | 五・八 |
| 大正八年 | 四四・五 | 二・二% | 二・二% | 五九・六 | 二・六% | 二・六% | 一五・一 |
| 大正一〇年 | 三〇・三 | 二・一% | 二・一% | 七一・七 | 三・九% | 三・九% | 四一・四 |
| 大正八年一一二年 | 三六・〇 | 二・一% | 二・一% | 六六・八 | 三・三% | 三・三% | 三〇・八 |
| 大正一三年—昭和三年 | 四六・九 | 二・三% | 二・三% | 一一〇・三 | 四・七% | 四・七% | 六三・四 |
| 昭和四年 | 四四・一 | 二・一% | 二・一% | 一一三・六 | 六・〇% | 六・〇% | 八八・五 |
| 昭和五年 | 二五・五 | 一・七% | 一・七% | 一三四・三 | 九・四% | 九・四% | 九四・九 |
| 昭和六年 | 二六・九 | 一・六% | 一・六% | 一九七・八 | 八・七% | 八・七% | 六八・八 |
| 昭和七年 | 一八・四 | 一・六% | 一・六% | 一二〇・六 | 一〇・七% | 一〇・七% | 一五三・二 |
| 昭和八年 | 三六・九 | 二・六% | 二・六% | 一三三・三 | 九・二% | 九・二% | 二・九・八 |
| 昭和九年 | 五一・四 | 二・八% | 二・八% | 一九七・八 | 九・五% | 九・五% | 二・一〇・一 |
| 昭和十年 | 六四・五 | 一・九% | 一・九% | 一一三・三 | 八・六% | 八・六% | 二・二・〇 |
| 昭和十一年 | 七四・八 | 二・九% | 二・九% | 一六〇・三 | 一・六% | 一・六% | 六・〇 |
| 昭和十二年 | 六八・八 | 二・八% | 二・八% | 一一三・一 | 一・一% | 一・一% | 五・六 |
| 昭和十三年 | 七二・一 | 二・八% | 二・八% | 九三・二 | 一・一% | 一・一% | 一・一・三 |
| 昭和十四年 | 九六・六 | 二・六% | 二・六% | 九一・一 | 一・一% | 一・一% | 九・一 |
| 昭和十五年 | 九五・四 | 二・六% | 二・六% | — | — | — | — |
| 昭和十六年 | 八六・三 | — | — | — | — | — | — |
| 昭和十七年 | 九七・九 | — | — | — | — | — | — |
| 昭和十八年 | 一六五・三 | — | — | — | — | — | — |
| 昭和十九年 | 一八一・九 | — | — | — | — | — | — |
| 昭和二十年 | 二三五・一 | — | — | — | — | — | — |
| 昭和二十一年 | 一九七・八 | — | — | — | — | — | — |
| 昭和二十二年 | 一一三・三 | — | — | — | — | — | — |
| 昭和二十三年 | 一三四・三 | — | — | — | — | — | — |
| 昭和二十四年 | 一一一・〇 | — | — | — | — | — | — |
| 昭和二十五年 | 一一一・〇 | — | — | — | — | — | — |
| 昭和二十六年 | 一一一・〇 | — | — | — | — | — | — |
| 昭和二十七年 | 一一一・〇 | — | — | — | — | — | — |
| 昭和二十八年 | 一一一・〇 | — | — | — | — | — | — |
| 昭和二十九年 | 一一一・〇 | — | — | — | — | — | — |
| 昭和三十年 | 一一一・〇 | — | — | — | — | — | — |
| 昭和三十一年 | 一一一・〇 | — | — | — | — | — | — |
| 昭和三十二年 | 一一一・〇 | — | — | — | — | — | — |
| 昭和三十三年 | 一一一・〇 | — | — | — | — | — | — |

備考 本表は大藏省貿易統計より調製す。

元來濠洲は上記の如く貿易上本邦に對し甚しく輸出超過の地位にある外、本邦は濠洲に於ける羊毛の重要な輸出先として英國に次ぎ、而も其の本邦への輸出貿易は將來益々増進すべき形勢にあつた。昭和三—四年度に於ける濠洲の羊毛總輸出額即ち二百六十四萬四千俵の中、英國への輸出額八十萬七千俵（總輸出額中三〇・五%）に對し、本邦への輸出額三十四萬千俵（同上比率一二・九%）なりしが、其後本邦への輸出額は漸次増進し、昭和一〇—一年度即ち日濠協定交渉破裂前の年度に於ては濠洲羊毛の總輸出額二百七十八萬三千俵の中英國への輸出額九十五萬八千俵（同上比率三四・四%）に對し、本邦への輸出額七十八萬千俵（同上比率二八・〇%）の多きを占むるに至つた。同様小麥及小麥粉に付ても本邦及滿洲國は重要輸出先國として英國に次ぐものであつた。

第五十四表 濠洲聯邦羊毛輸出國別表

| 年 次 | 總額 | 英 | 輸出國別 | (數量千俵) | | 佛 | 獨 | 其他 | 其の他 |
|-----------|-------|---------|---------|------------|-------------|-----|-----|-----|-----|
| | | | | 數量 (千俵) | 金額 (百萬磅) | | | | |
| (昭和三年—四年) | 二・六四四 | (一九九・〇) | (三〇・五%) | 八〇・七 | 三四一 | 五六一 | 三三一 | 六〇一 | — |
| (昭和三年—四年) | 二・六四四 | (一九九・〇) | (三〇・五%) | 八〇・七 | 三四一 | 五六一 | 三三一 | 六〇一 | — |
| 一九二八年一二九年 | 三、〇三八 | (三六・四) | (九八・二) | 九四〇 | (一一・四%) | 六五一 | 四三六 | 二八八 | 七三三 |
| 一九三三年一三三年 | 三、〇三八 | (三六・四) | (九八・二) | 九四〇 | (一一・四%) | 六五一 | 四三六 | 二八八 | 七三三 |

| | | | | | | | | |
|--------------|-------|---------|-----|-------|---------|-----|-----|------|
| 一九三三年一三四年 | 二、七二九 | (一四一・八) | 五七一 | 八三五 | (三〇・六%) | 五一〇 | 四一五 | 六六八 |
| 一九三四年一三五年 | 二、八五一 | (九一・五) | 三九一 | 一、一二五 | (三九・五%) | 一〇一 | 七一三 | 一〇一 |
| 一九三五年一三六年 | 二、七八三 | (一一一・六) | 五一三 | 九五八 | (一〇・五%) | 二七六 | 一〇一 | 六八〇 |
| 一九三六年一三七年 | 二、七九五 | (一四四・三) | 六一五 | 一〇六七 | (三八・一%) | 二七八 | 一五一 | 一〇一七 |
| 一九三七年一三八年 | 二、六五四 | (一四四・三) | 三七一 | 一〇六七 | (一〇・三%) | 一〇七 | 六八一 | 一〇七 |
| （昭和一三八年一三九年） | 二、九一六 | (一四四・三) | 三七一 | 一三三八 | (二八・〇%) | 四四六 | 一九一 | 六六二 |
| （昭和一三九年一四年） | 二、九一六 | (一四四・三) | 三七一 | 一三三八 | (二八・〇%) | 一九一 | 六六二 | 一九一 |
| （昭和一三九年一四年） | 二、九一六 | (一四四・三) | 三七一 | 一三三八 | (二八・〇%) | 四四六 | 一九一 | 六六二 |
| （昭和一三九年一四年） | 二、九一六 | (一四四・三) | 三七一 | 一三三八 | (二八・〇%) | 一九一 | 六六二 | 一九一 |

然るに濱洲政府に於ては上記本邦政府の強硬なる態度を採用する迄は最近著しき發達を遂げた我が毛織物業が、其の原料羊毛の九割以上を濱洲に仰ぐ状態であり、又日本が或は國內に於て或は満洲國に於て、綿羊の飼育に努めては居るが、如何に努力するも原料羊毛の自給自足状態に達することは先づ不可能に近きこと明白であり、又原料羊毛を濱洲以外の外國に求むることは其の價格の點に於て困難であることを等を見抜き、日本は到底濱洲羊毛の輸入禁止を斷行し得ざるものと高を括り、「マンチエスター」の希望の儘に濱洲政府は日本の綿布及人絹布に對し、禁止的高關稅を課するに至つたのである。依て我國があらゆる不便を忍び斷然不當なる濱洲の措置に對し、報復の態度に出でたるに對し一時は事の意外に驚きたるも、尙我國を見縊り、我が羊毛界は到底久しく濱洲羊毛の缺乏に堪へ得ずと斷定し、更に高壓的に我が商品に對し第二段の防遏措置を探るに至つた。

即ち昭和十一年七月十日より日本品を目標とする特別輸入許可制を實施し、通商條約大臣「ガレット」は「日本綿布を始め主要日本品に對しては、許可證を出さぬ方針であるから、事實上是等日本品の輸入が禁壓される結果となるべく」

う。但し人絹並に絹製品に付ては例外的に九月迄、一九三五年度の割當量を同様の水準迄輸入を許可するであらう」と聲明した。而して右措置に對し我が方が抗議したるに對し濱洲政府は飽く迄高壓的態度を持し、左の如き回答を與へた。

一 今回の特許制は日濱兩國が平等の基礎に立つて交渉に入る爲めの必要の措置に他ならない。

二 日本国が通商擁護法を撤回すれば、濱洲も今回の許可制を撤回して通商會談を再開しよう。然らずんば日濱雙方が差別的法令を維持しつゝ會談を再開するの他はない。日本政府は兩者の何れかを選択されたい。

斯くの如く濱洲政府は日本側を見縊つて益々強硬なる態度を探りたるものゝ日本側當業者は一絲亂れざる統制により如何なる苦痛を忍ぶとも、飽く迄濱洲側が反省する迄擁護法を維持するの決心を示した。之に反し濱洲の國內に於ては、牧羊業者は勿論其の他各方面に政府の措置を非難するもの多く、在野黨たる労働黨機關紙「ラルド紙」は殆ど連日に亘つて、政府の見込違ひを非難し、日本との交渉繼續を希望する社説を掲げる有様であつた。依て濱洲政府は昭和十一年八月下旬に至り事態打開の爲め商議を再開し度き旨を申出でた。併し乍ら濱洲の提案は尙到底我が方の受諾し得ざるものであつたから、九月中旬に至り、我が方は其の旨を回答して、交渉は一旦中絶した。其後十一月中旬に至り商議は開始せられたが、交渉は一向に進捗を見なかつた。其處で我が方に於ては商議方針を改め濱洲向け綿布及人絹布の自制を承認するに對し先方をして濱洲よりの輸入羊毛に對し本邦に於て制限を加ふることを認めしめ、爾來彼我貨物の許可數量に付討議を重ねたる後、十二月二十六日至り漸く意見の一致を見ることとなり、我政府に於ては同二十八日協定成立に付聲明書を發し、次いで昭和十二年一月一日から各一方的處置によつて之を實施し、茲に過去七ヶ月間に亘り日濱間に低迷した暗雲は一掃せられた。

斯く日濱通商戰を終結せしめた協定は昭和十一年十二月二十六日付「ガレット」通商大臣と村井在シドニー總領事

間の書面に依て成立した。其の骨子は羊毛と織物の所謂物々交換を主とするもので、日本が濠毛を一季に四十萬俵買付くるに對し、濠洲は日本より一年一億二百五十萬平方碼の綿布及人絹布を輸入することを定めたものである。即ち其の内容は

- (1) 協定成立の日より日本政府は通商擁護法に基く從價五割の附加税及輸入許可制を廢止す。濠洲政府は昭和十一年七月八日より實施したる日本品に對する輸入許可制を廢止し、又日本綿布及人絹布に對する現行關稅率を四割乃至五割程度引下ぐ。
- (2) 日本府政府は昭和十三年六月三十日迄に濠毛八十萬俵の輸入を許可す。
- (3) 濠洲政府は昭和十二年一月一日より同十三年六月三十日迄の期間に綿布及人絹布各七六、八七五、〇〇〇平方碼の輸入を許可す。

等が主要項目である。

協定成立の曙光が見えて後交渉の中心問題は、買付羊毛と輸出織物の基準數量であつた。濠洲側は最初羊毛五十萬俵に對し、織物一億碼を提議し、日本側は四十萬俵對一億五千萬碼を主張した。然し會商を重ねるに従ひ、雙方互に讓歩して、十二月始めには略々四十萬俵對一億二千二百五十萬碼で妥協點に達した。最後に小麥粉袋用の「キヤリコ」を如何にするかの問題があつた。小麥粉袋用「キヤリコ」は、濠洲の輸出小麥の袋用であるから、出來得る限り安價なるを要するもので、濠洲は之を制限する意思なく、又現に無稅である。併し乍ら之を協定の數量中に加へることは、小麥の豊凶に因つて年々輸入量が一定しない爲め、不便であるから、結局「キヤリコ」は協定より除外することとなつた。「キヤリコ」の輸入量は一年大略二千萬平方碼であるが、之は協定外として自由に輸入せられるのである。昭和十一年十二月協定成立後に於ける日濠間の貿易狀況を見るに、本邦統計による昭和十二年濠洲羊毛買付額は三千四百萬碼に達し、全協定量に達した。斯くて昭和十三年及十四年に於て日濠貿易關係は略々均衡を得るに至つた。

第五十五表 日濠重要輸出入品貿易額累年比較表

備考 本表は本邦貿易統計で作成し、金額百萬圓以上のものを掲出し、金額単位は千圓とす。

| 品名 | 第一輸出品 | | 昭和四年 | | 昭和八年 | | 昭和一二年 | | 昭和一三年 | | 昭和一四年 | |
|-----|--------|--------|----------|----------|--------|--------|--------|--------|----------|----------|----------|----------|
| | 昭和四年 | 昭和八年 | 一、三〇七 | 一、一〇一 | 六五五 | 一 | 一、一〇一 | 六五五 | 九、三七九 | 九、三七九 | 一五、〇七〇 | 一五、一八八 |
| 硫酸 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 生絲 | 一一、三五二 | 三、二九六 | 八、一三一 | 六、四六一 | 六、四六一 | — | — | — | — | — | — | — |
| 綿織物 | 二、九一七 | 一〇、〇五九 | (一三、五二八) | (一五、〇七〇) | (六三・四) | (七三・七) | (七三・七) | (六三・四) | (一五、一八八) | (一五、一八八) | (一五、一八八) | (一五、一八八) |

| | | | | |
|---------------|---------|--------|---------------------|------------------|
| 絹織物 | 一一五、七〇〇 | 一〇、七九五 | 二、六六四 (一、九二三) | (一、四五七) |
| 人絹織物 | 一 | 九、一三三 | 一八、四一五 (四一、三百萬碼) | 一八、三七五 (四四、〇) |
| 羽織物 | 一、一五九 | 一、〇六七 | 一、〇〇一 | 五七 |
| 士重子 | 一、一五九 | 一、五五九 | 一、五五九 | 三五二 |
| 磁材 | 一、一五九 | 五、四一七 | 一三、三九四 | 八三九 |
| 輸出總額 (内國產) | 二〇、八七 | 一、一五九 | 一、一五九 | 二、一六一 |
| 木 | 四三、八三一 | 二〇、九 | 一、一五九 | 一、八八五 |
| 輸出總額 (内國產) | 五一、〇〇二 | 三四七 | 一、一七〇 | 一〇一 |
| 陶器 | 七一、〇八〇 | 六九、一二五 | 六七 | 七一、八九八 |
| 縮合 | 七一、〇八〇 | 七一、〇八〇 | 三三八 | 五七 |
| 富 | 七一、〇八〇 | 七一、〇八〇 | 三一〇 | 三三九 |
| 繩 | 七一、〇八〇 | 七一、〇八〇 | 一三、三九四 | 三六七 |
| 羽 | 七一、〇八〇 | 七一、〇八〇 | 一、一七〇 | 一四一 |

| 第二輸入品 | 昭和四年 | 昭和八年 | 昭和一二年 | 昭和一三年 |
|-------|--------------------------|--------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 麥 | (一、一五、四〇七 (一、一四〇三千擔)) | (六、三三、八八六 (六、五九三千擔)) | (一、一五、六二三 (一、六八〇千擔)) | (一、一三、〇七六 (五二、一千擔)) |
| 牛 | 一、一五、一 | 一、一五、一 | 一、一三、七三 | 五六一 |
| 肉 | 一、一五、一 | 一、一五、〇 | 一、一三、七三 | 八九三 |
| (生) | 一、一五、一 | 一、一五、〇 | 一、一三、七三 | 七三〇 |
| 牛貝 | 一、一五、一 | 一、一五、〇 | 一、一三、七三 | 八〇 |
| 牛 | 一、一五、一 | 一、一五、〇 | 一、一三、七三 | 五七 |
| 牛 | 一、一五、一 | 一、一五、〇 | 一、一三、七三 | 八九三 |
| 牛 | 一、一五、一 | 一、一五、〇 | 一、一三、七三 | 七三〇 |
| 牛 | 一、一五、一 | 一、一五、〇 | 一、一三、七三 | 八〇 |
| 牛 | 一、一五、一 | 一、一五、〇 | 一、一三、七三 | 五七 |
| カゼイ | 一、一五、一 | 一、一五、〇 | 一、一三、七三 | 八九三 |
| ヤン | 一、一五、一 | 一、一五、〇 | 一、一三、七三 | 七三〇 |
| 毛 | (九、九、〇五八 (七九、三千擔)) | (一、一五、六四五 (一、一七〇五千擔)) | (一、一五、六四五 (一、一八、一九六 (七三、七千擔))) | (一、一五、六四五 (一、一八、一九六 (七三、七千擔))) |
| 鐵錫 | 一 | 一、一九、一 | 一 | 一、一九、一 |
| 鉛 | 一 | 一、一九、一 | 一 | 一、一九、一 |
| 錫 | 一 | 一、一九、一 | 一 | 一、一九、一 |
| 銅 | 一 | 一、一九、一 | 一 | 一、一九、一 |
| 鋅 | 一 | 一、一九、一 | 一 | 一、一九、一 |
| 鎳 | 一 | 一、一九、一 | 一 | 一、一九、一 |

| | | | | | |
|-----------|---------|-----------|---------|---------|---------|
| 輸入總額(外國產) | 一三三、五五五 | 一、一〇四、四六八 | 一〇五、二五一 | 八二、五九九 | 七〇、八七六 |
| 鐵 | 四七三 | 一、四一〇 | 一、四一〇 | 一、八、八三三 | 一、八、八三三 |
| 錫 | 一、三四一 | 二四九 | 一、三四一 | 二四九 | 一、三四一 |
| 鉛 | 三二二一八 | 一、一〇二 | 三二二一八 | 一、一〇二 | 三二二一八 |
| 錫及金屬 | | | | | |

第五十六表 本邦羊毛輸入先國別累年比較表

備考 本表は大藏省統計により作成す。單位千擔、但し括弧内は千俵とし一俵は三〇七封度、即ち二、三三擔として換算せるものとす。

| 名 | 洲 | 國 | 滿 | 支 | 南 | 亞 | 爾 | 阿 | 西 | 蘭 | 那 | 丁 | 洲 | 他 | 計 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 昭和四年 | 昭和八年 | 昭和一〇年 | 昭和一二年 | 昭和一二年 | 昭和一三年 | 昭和一三年 | 昭和一二年 | 昭和一二年 | 昭和一四年 | 昭和一二年 | 昭和一二年 | 昭和一二年 | 昭和一二年 | 昭和一二年 | 八一五 |
| 七九三 | 七九三 | 一、七〇六 | 一、七二七 | 一、六九 | (三五二) |
| (三四二) | (三四二) | (七三五) | (七三五) | (七四四) | (七四四) | (七三六) |
| 五五 | 五五 | 一七九 | 一七九 | 二九六 | 二九六 | 八七 | 四九 |
| 一九 | 一九 | 一四一 | 一四一 | 五五九 | 五五九 | 四〇 | 一四 |
| 七 | 七 | 五七 | 五七 | 一一七 | 一一七 | 五五 | 八一五 |
| 五 | 五 | 五 | 五 | 三三 | 三三 | 二一 | 三八 |
| 三 | 三 | 二 | 二 | 八五 | 八五 | 三一 | 一八五 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 八五 | (七七八) |
| 八一五 | 一、八〇五 | 一、八四一 | 一、六四一 | 一、九五四 | 一、九五四 | 八八二 | (七七八) |
| (三五二) | (七七八) | (七七八) | (七七八) | (九四五) | (九四五) | (三八一) |

上記日濠貿易協定は翌昭和十二年一月一日より實施せられたが、其の期限が一ヶ年半なりしたため、早くも昭和十三年六月三十日には満期となつた。依て本邦政府に於ては期限後も繼續せしめたき意向を以て若松總領事をして早速に及んで濠洲政府と交渉を開始せしめたが、漸く昭和十三年七月一日に第二次協定を見、即日實行せられるに至つた。

第二次協定に於ては期間を一ヶ年とし、本邦側は日本に於ける羊毛總輸入量の三分の二に相當する濠洲產羊毛の輸入許可を與ふることゝし、之に對し濠洲側は同期間中に縹織物五一、一二五〇、〇〇〇平方碼、人絹及ステーブル・ファイバ一織物五一、一二五〇、〇〇〇平方碼の輸入を許可することを基礎とするものであつた。更に昭和十四年七月三十日第一次協定の満期に先ち本邦政府は其の存續方に付左の方針を決定し、此の旨六月七日を以て濠洲政府に通告した。

- (4) 我國が輸入を許可する羊毛數量中尠くとも其の三分の二は濠洲產羊毛に振當つること。
 (b) 我縹織物及人絹織物（スフ織物を含む）にして濠洲向輸出せらるゝものの數量は年額五一、一二五〇、〇〇〇平方碼を超える様從來と同様に自發的に輸出統制を續行すること。

右通告に對し、濠洲政府は昭和十四年六月二十六日付を以て在シドニー秋山總領事に對し我方の措置を多とする旨及濠洲側に於ても日本との良好なる通商關係の維持に引續き努むべきも、濠洲よりの對日輸出、殊に日本側の濠洲羊毛買付及之が輸入に對する日本政府の措置の影響を諒觀する爲め第三次協定を締結せず第二次協定を無期間に其の儘繼續すべき旨の回答を寄越した。右に依り日濠間の通商關係は昭和十四年七月一日以降も從前通り維持せらるゝこととなつたが右第三次取極は第一次の一ヶ年半、第二次の一ヶ年の如き期限を設けざるを以て何れかの一方的通告によつて何時にも廢止され得べき甚だ不安なるものとなつた。

尙其後濠洲に於ては昭和七年一月六日内閣を組織して以來聯邦政府總理大臣として引續き政局を擔當し來つた「ライオンズ」は昭和十四年四月七日急逝し、之に代り四月二十日「メンヂース」總理の下に統一濠洲黨が單獨内閣を組織することゝなつた。同内閣は米國と日本との間に公使交換の意向を表明し、特に日本に對しては「日本に敵對的態度を持つて居つたのは太平洋に平和を招來することは出來ない」と言明し、日本との友好關係の樹立の必要を力説し先づ米國との間に公使の交換をしたる後日本に對しても公使を派遣したき意向を申出で、昭和十五年八月十八日兩

國間に公使交換に關する話合が成立した。之が爲先方よりは昭和九年親善使節として本邦へ來朝せる「サー・ジョン・レイサム」が第一次公使として十二月來朝し、之れに對し本邦よりは前情報部長河合達夫初代公使として昭和十六年一月濠洲に赴任した。斯く日濠關係は昭和十四年九月六日英國が獨逸に宣戰したる後に於ても影響はなかつた。然るに之より先き濠洲政府は歐洲の戰時狀態に對應する爲め昭和十四年九月五日中央羊毛委員會を組織し、濠毛の輸出統制を實行することゝしたが同七日に至り英本國は同「シーザン」に出廻る濠毛全部に付濠洲政府との間に獨占的な買取契約を締結したとの說が傳へられた。斯くては英本國は戰爭に備へて先づ濠洲羊毛全部を買取つた上、自國で消費する以外の部分は専ら英本國の裁量に依り輸出先を決定することになる譯である。依て外務省に於ては之より生ずる本邦羊毛の買付不安を解消する爲め、秋山シドニー總領事に對し訓電し濠洲政府との間に折衝を重ねしめた。果然十月十四日、英國政府は濠洲及新西蘭政府との間に羊毛買上に關する原則的協定の成立した旨公表した。右協定の内容は歐洲戰爭繼續中及戰爭直後の一シーズン間、兩自治領に於て國內消費の爲め必要でない全部の羊毛を英國は一ポンド當り英貨にて濠洲羊毛十ペニス七五、新西蘭羊毛九ペニス八で買付け、是等羊毛にして英國輸入後更に他國へ轉賣される場合に生ずべき利益は、關係國間で之を折半すと云ふに在りと傳へられた。本邦當業者中には右情報を聞き大に悲觀せしものもあつたが、秋山總領事が「キンベル」に赴き十月十七日同總領事と濠洲商務大臣と會見した結果大體日本の要求量（約三十萬俵）だけは我國の買付に應じ得る旨の保障を得た。依て外務省に於ては直ちに商工省貿易局に問題を移牒、我國當業者に對し濠毛買付準備をなさしめる様通達した。爾後羊毛關係業者が商工省の監督の下に濠洲當業者との間に買付の時期、方法、價格に付直接交渉を始めることがなつた。

斯く歐洲に於ける第二次大戰の開始に拘らず本邦の濠毛買付問題は一應解決を見たが、他に日濠の貿易關係は戰爭の爲め種々の悪影響を蒙つた。昭和十三年七月一日には西濠洲ヤンキー・サウンド（Yampi Sound）鐵鏈禁止問題

が起り、同年十一月十五日には「ポート・ケンブラー」に於て同港沖仲仕が日本向け積荷を拒絶せる事件を惹起した。前者は、日本鑛業株式會社の子會社たる日南鐵鑛の昭和十一年來出資開発に係る同名の鐵鑛山の礦石の輸出を、濠洲政府が同七月一日より戰時需要を理由として禁止せる爲めであり、後者は支那事變に對し支那側に同情せる共產系労働者團體の策動に出でたものである。前者は濠洲政府に於て好意的態度を探るべき旨の聲明ありたるに拘らず、其後に於ける日英關係の惡化により其の儘解決を見ず、後者に付ては日本は濠洲銑鐵の唯一の輸出先として其の輸出額昭和一一一二年度に於て總輸出額二十六萬七千噸の中、十九萬四千五百噸の多きに上り濠洲に採りても重要な關係あるものなりしが、結局右積込人夫の罷業問題は濠洲當局の盡力により無事解決を見た。尤も、其後昭和十五年四月十七日英本國下院に於て濠洲が依然として日本に對し屑鐵を輸出し居るに對し非難するの議論起り、其の結果十一月二十七日濠洲政府は英帝國領以外への屑鐵輸出禁止を發表、即日之を施行した。尤も、例外として既に船舶に積込まれたもの及埠頭倉庫にあるものは之れが適用を免除した。更に濠洲政府は眞珠貝の日本向輸出を禁止し彼我交渉の題目となりたるが、結局日濠通商關係は昭和十六年十二月八日の日英開戦により全面的破局を見ることとなつた。

第八節 和蘭及蘭領印度との條約交渉

第一款 和蘭に於ける貿易情勢及日蘭條約交渉

和蘭は僅に三萬三千糀、人口八百七十萬人（昭和十五年二月調査）に過ぎざる小國なるも、其の擁する植民地中蘭領、印度は面積百九十萬四千平方糀、人口六千八百萬に及び外に西印度諸島中「キユラサオ」なる一小島（面積一平方糀、人口十萬千人）は和蘭に屬して居る。和蘭は大植民地を擁する外、航海業と仲繼貿易とを以て經濟的存立の基とする業に依存して居る。

和蘭は自由貿易主義を採用するが爲め關稅制度は國定單稅制の下に低率なる財政關稅を課するに過ぎなかつた。即ち歐洲大戰後大正十三年十二月改正公布の關稅定率法に於ては一般外國輸入品に對し條約の有無に拘らず低率なる收入關稅を課し、和蘭植民地產貨物に對しても諸外國と全く同一の取扱をして居た。然るに昭和四年世界恐慌後自由貿易主義にては海外方面に對する輸出益々萎縮するに至りしが爲め漸次互惠的保護貿易主義政策に轉換し、海外方面に對する輸出貿易を保護し且つ無條約關係に陥らざらんことを努めるに至つた。即ち昭和八年八月制定の法律第一條に於て（和蘭と通商條約の締結なき國にして和蘭產品に對し別國產品よりも不利なる待遇を爲し、又は和蘭國的重大利益に反する待遇を爲したる場合に於ては是等の國より輸入せらるゝ商品に對しては勅令を以て（イ）輸入禁止制限、（ロ）又は特殊關稅を賦課することを得と規定した。尤も本勅令實施後直ちに同一内容を有する法案を議會に提出すべく、而して同法案にして撤回せらるゝか又は議會の協賛を得る能はざる場合には本勅令を撤回すべしと規定した。次いで昭和六年十二月二十四日に至り非常輸入稅法を以て政府に對し必要ある場合には海外よりの輸入品に對し割當制を適用し且つ報復關稅を設け得べき權限を附與することとなつた。本法律は其の有效期限を三年とし、又政府が本法律の下に輸入割當制を實施するには先づ以て専門委員會に之を諮詢するを要し、政府が指定すべき品目に付ては期間を限り、又前二ヶ年以上の平均輸入量を基礎として割當量を定むべきものとした。政府は右權限に基き多數の輸入品に對して割當を實施した。更に昭和八年十月十七日改正非常時輸入稅法制定せられ、同年十二月十六日より實施せられたるが、同法に於ては各國別に特別割當制を實施し得べき權限を附與せらるゝこととなつた。